

野洲市地域防災計画

資料編

平成 30 年 3 月

(令和 2 年 11 月修正)

野洲市防災会議

資料編 目次

■参考資料－１	震度階級	1
■参考資料－２	被害程度の認定基準	5
■参考資料－３	災害救助法による救助の基準	8
■参考資料－４	野洲市災害対策本部条例	12
■参考資料－５	野洲市防災会議条例	13
■参考資料－６	気象庁注意報・警報	15
■参考資料－７	水防信号	16
■参考資料－８	災害応援協定一覧表	17
■参考資料－９	危険物施設一覧	20
■参考資料－１０	土砂災害避難勧告等判断・伝達マニュアル	24
■参考資料－１１	水害避難勧告等判断・伝達マニュアル	34
■参考資料－１２	消防庁火災・災害等即報要領	43
■参考資料－１３	文化財災害予防計画	46
■参考資料－１４	消防組織等	55
■参考資料－１５	自主防災組織	56
■参考資料－１６	ヘリポートの設定基準	57
■参考資料－１７	規制の標識	58
■参考資料－１８	災害時調達業者一覧	59
■参考資料－１９	指定避難所・指定緊急避難場所一覧	62
■参考資料－２０	要配慮者利用施設一覧	66
■参考資料－２１	担当班一覧表	70

.....

■参考資料－１ 震度階級

(平成 21 年 3 月 31 日改訂)

【人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況】

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯等のつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚ます。	電灯等つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯等のつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは、倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、転倒するものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

【木造建物・鉄筋コンクリート造建物の状況】

震度 階級	木造建物		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱		壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		
5 強		壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁、梁（はり）や柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。 壁等に大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものがある。	壁、梁（はり）や柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）や柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等に大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや倒れるものが多くなる。	壁、梁（はり）や柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）や柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂みられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁（はり）や柱等の部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）や柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1） 木造建物の耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置等により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

（注4） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注5） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

【地盤・斜面等の状況】

震度階級	地盤の状況	斜面の状況
5 弱 5 強	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石や崖崩れが発生することがある。
6 弱	地割れが生じることがある。	崖崩れや地すべりが発生することがある。
6 強 7	大きな地割れが生じることがある。	崖崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりする等の被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

【ライフライン等への影響】

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路等で、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震等の災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認等のため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

【大規模構造物への影響】

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器等が大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災等が発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プール等大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

※ 気象庁震度階級表

■参考資料－２ 被害程度の認定基準

用 語		被 害 程 度 認 定 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１ヶ月以上の治療を要する見込みの者。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１ヶ月未満で治療できる見込みのある者。
住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	全壊、全焼、流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のもの。
	半壊、半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のもの。
	床上浸水	全壊・半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	浸水が住家の床上以上に達しない程度のもの。
非住家被害	非住家被害	住家以外の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住している場合は、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。

※ 「住家被害全壊」の基準にいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

※ 「住家被害全壊」の基準にいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

用 語			被 害 程 度 認 定 基 準
その他の被害	田	流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの。
		冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑	流失・埋没 冠 水	田に準ずる。
	文 教 施 設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。
	道	路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたもの。
	橋	梁	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋。
	河	川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
	港	湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
	砂	防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	崖	崩 れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖崩れを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	地	す べ り	地すべりによる被害で、地すべり等防止法第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	土	石 流	土石流による被害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	林	地 崩 壊	森林法第2条第1項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃渓流数の合計数とする。
	清 掃 施 設		ごみ処理及びし尿処理施設。

用 語		被 害 程 度 認 定 基 準
その他の被害	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
	電 話	災害によって通話不能となった電話の回線数。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
	ガ ス	ガス事業及び液化石油ガス販売事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
り災世帯等	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	り 災 者 数	り災世帯の構成員
被害金額	公 共 文 教 施 設	公立の文教施設
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設。
	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物の被害。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜畜舎等の被害。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害。

■参考資料－３ 災害救助法による救助の基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり320円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり 5,516,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,516,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内。
		○借上型仮設住宅 ①規模建設型仮設住宅に準じる。 ②基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,130円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間		備 考		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。		2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800	
			冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100	
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	2,100	114,700	18,600	2,600	
冬	9,800		12,700	18,000	21,400	27,000	3,500			
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内				災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上		
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額				分べんした日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費				災害発生の日から3日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当りの限度額 574,000円以内				災害発生の日から1ヵ月以内				
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400円 中学生生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円				災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内		1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。		

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 210,200円以内 小人（12歳未満） 168,100円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,400円以内 （一時保存） 存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 135,100円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇 上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百四十三条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第一条から第十五条までに掲げる経費と法第五条第三項に要した額及び法第十九条に要した額並びに令第八条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によつては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

出典：災害救助事務取扱要領（平成 29 年 4 月：内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当））

■参考資料－４ 野洲市災害対策本部条例

平成 16 年 10 月 1 日
野洲市条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、野洲市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 24 条例 25・一部改正)

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(その他)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 24 年条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

■参考資料－ 5 野洲市防災会議条例

平成 16 年 10 月 1 日
野洲市条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、野洲市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 野洲市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平 24 条例 24・一部改正)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 滋賀県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 市の区域を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 市の区域を管轄する消防局長又はその指名する職員及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- 6 前項各号のうち、第 5 号を除く委員の定数は、それぞれ市長が定める。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(平 21 条例 4・平 24 条例 24・一部改正)

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

-
- 2 専門委員は、関係地方行政機関、滋賀県、市、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関の職員並びに学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(平 24 条例 24・一部改正)

(部会)

- 第 5 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
 - 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

- 第 6 条 防災会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 3 会長は、会議の議長となる。
 - 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

- 第 7 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年条例第 4 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 24 年条例第 24 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例による改正後の第 3 条第 5 項第 7 号及び第 8 号の規定により最初に委嘱される委員の任期については、同条第 7 項本文の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

参考資料－ 6 気象庁注意報・警報

野洲市	府県予報区		滋賀県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		近江南部	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	117
	洪水		流域雨量指数基準	
			複合基準 ^{※1}	－
			指定河川洪水予報による基準	野洲川下流〔野洲〕，淀川水系琵琶湖〔琵琶湖〕，淀川水系日野川〔桐原橋・安吉橋〕
	暴風		平均風速	琵琶湖 20m/s
			琵琶湖を除く地域	20m/s
	暴風雪		平均風速	琵琶湖 20m/s 雪を伴う
			琵琶湖を除く地域	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 30cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意 報	大雨		表面雨量指数基準	8
			土壌雨量指数基準	87
	洪水		流域雨量指数基準	
			複合基準 ^{※1}	野洲川流域= (7, 31.4)
			指定河川洪水予報による基準	野洲川下流〔野洲〕，淀川水系琵琶湖〔琵琶湖〕，淀川水系日野川〔桐原橋・安吉橋〕
	強風		平均風速	琵琶湖 12m/s
			琵琶湖を除く地域	12m/s
	風雪		平均風速	琵琶湖 12m/s 雪を伴う
			琵琶湖を除く地域	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 40％で実効湿度 65％	
	なだれ		積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか	
			1 24 時間降雪の深さ 30cm 以上	
			2 日最高気温 10℃ 以上	
	低温		3 24 時間雨量 15mm 以上	
			最低気温 -5℃ 以下 ^{※2}	
	霜		4 月以降の晩霜	
	着氷			
	着雪		24 時間降雪の深さ：15cm 以上 気温：0℃ 以上	
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	90mm

※ 1 （表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※ 2 気温は彦根地方気象台の値。

■参考資料－ 7 水防信号

水防信号は、以下の事項を住民及び水防団に知らせるために、滋賀県水防信号規則（昭和 24 年滋賀県規則第 70 号）の規定に基づき行うものとする。

（１）第 1 信号

- ア 警戒水位に達したこと
- イ 水防活動のための待機

（２）第 2 信号

水防団員・消防機関に属するもの全員が直ちに出勤すべきこと

（３）第 3 信号

当該水防管理団体の区域内に居住するものが出勤すべきこと

（４）第 4 信号

必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきこと

区 分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第 1 信号	○（5 秒休止）○（5 秒休止）○	5 秒 5 秒 5 秒 ○－○（休止 10 秒）○－○（休止 10 秒）○－○
第 2 信号	○○○ ○○○ ○○○	7 秒 7 秒 7 秒 ○－○（休止 7 秒）○－○（休止 7 秒）○－○
第 3 信号	○○○○ ○○○○ ○○○○	10 秒 10 秒 10 秒 ○－○（休止 5 秒）○－○（休止 5 秒）○－○
第 4 信号	乱 打	30 秒 30 秒 30 秒 ○－○（休止 3 秒）○－○（休止 3 秒）○－○

（備考）

- 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘及びサイレン信号を併用しても良い。
- 3 危険の去ったときは、口頭伝達により周知させること。

■参考資料－ 8 災害応援協定一覧表

【自治体】

締結年月日	協定等の名称	締結の相手	締結内容
平成 17 年 7 月 1 日	災害時における相互応援・連携基本協定	草津市 守山市 栗東市	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、消火、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な職員の派遣並びに所要の施設、資機材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な職員の派遣及び車両等の提供 し尿、ゴミ等の処理に必要な職員の派遣及び施設、車両等の提供 水道工事及び給水作業のための職員の派遣並びに所要の器具及び車両の提供 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の派遣並びに所要の器具及び車両の提供
平成 18 年 4 月 1 日	災害応急対策活動の相互応援に関する協定	北海道砂川市、岩手県一関市、山形県米沢市、茨城県笠間市、茨城県桜川市、栃木県大田原市、群馬県藤岡市、東京都千代田区、東京都港区、東京都新宿区、東京都墨田区、新潟県新発田市、長野県諏訪市、愛知県西尾市、滋賀県大津市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県赤穂市、兵庫県加西市、兵庫県篠山市、兵庫県加東市、広島県三次市、熊本県山鹿市	非常災害時における食糧、飲料水、生活必需品、資器材等の提供 被災者援護に係る職員の応援及び施設の利用 被災者の医療・防疫活動における職員の応援、医療品等の提供
平成 18 年 10 月 1 日	野洲市・湖南市・竜王町の防災に関する応援協定	竜王町 湖南市	生活必需品等及びその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出及び施設等の復旧に必要な資機材等の提供 救援及び救護活動に必要な車両等の提供 し尿、ゴミ等処理に必要な施設、車両等の提供 消火、救援等その他応急復旧に必要な職員の派遣 被災者に対する避難所及び収容場所の提供 被災児童生徒の受け入れ 等
平成 19 年 1 月 19 日	橋本市・野洲市災害時における相互応援協定	和歌山県橋本市	非常災害時における救援物資、機械器具、科学消化剤等の提供、職員の応援等
平成 19 年 3 月 16 日	滋賀県下消防団広域相互応援協定	滋賀県下の消防団を設置する市町	消防団の相互派遣
平成 20 年 4 月 1 日	滋賀県野洲市・高知県香南市・福岡県筑前町防災応援協定	高知県香南市 福岡県筑前町	食糧、飲料水及び生活必需品の提供及びその提供に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 消火、救援、医療、防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣 ボランティアの斡旋

締結年月日	協定等の名称	締結の相手	締結内容
平成 21 年 1 月 13 日 平成 22 年 6 月 7 日 平成 22 年 11 月 8 日 平成 23 年 6 月 6 日 平成 24 年 6 月 4 日 平成 25 年 6 月 3 日 平成 27 年 7 月 1 日 平成 29 年 6 月 5 日	市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定	山梨県甲府市、岡山県玉野市、大阪府泉大津市、愛知県刈谷市、宮崎県日向市、奈良県大和郡山市、兵庫県高砂市、福岡県行橋市、福岡県京都郡苅田町、京都府八幡市、岐阜県可児市、島根県益田市、三重県亀山市、山口県柳井市、静岡県磐田市、和歌山県橋本市、高知県香南市、佐賀県神埼市、愛媛県四国中央市、鹿児島県阿久根市、茨城県那珂市(22 市町)	山梨県甲府市、岡山県玉野市、大阪府泉大津市、愛知県刈谷市、宮崎県日向市、奈良県大和郡山市、兵庫県高砂市、福岡県行橋市、福岡県京都郡苅田町、京都府八幡市、岐阜県可児市、島根県益田市、三重県亀山市、山口県柳井市、静岡県磐田市、和歌山県橋本市、高知県香南市、佐賀県神埼市、愛媛県四国中央市、鹿児島県阿久根市、茨城県那珂市(22 市町)
平成 24 年 11 月 27 日	滋賀県市長会災害相互応援協定	滋賀県下の 12 市 (大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、湖南市、高島市、東近江市、米原市)	食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材・物資の提供 救援、救助及び応急復旧に必要な車両等の提供 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 等

【民 間】

締結年月日	協定等の名称	締結の相手	締結内容
平成 11 年 4 月 1 日	災害応急対策に関する協定	中主町商工会	生活必需品の提供 応急復旧のための建設資機材等の提供
平成 15 年 4 月 1 日	震災や天変地変等災害による防災救援救助活動覚書	野洲病院	非常時、災害時の「救援」、「救助」活動 災害時に備えて非常食、飲料水等の備蓄 援助 緊急出動に備えて要員の確保
平成 17 年 8 月 2 日	エルピーガスに係る災害応急復旧に関する協定	社団法人 滋賀県エルピーガス協会 守山野洲支部	作業資機材、労力及びエルピーガスの供給
平成 18 年 3 月 1 日	災害時の消防活動等支援に関する協定	湖南防火保安協会	消防活動に必要な資機材又は保有物資並びに水道水、食糧の提供 被災者の救出、救護並びに医療に必要な人的支援並びに車両その他物資等の提供 被災者の一時的な避難の受け入れ 特殊な技能、知識を有した人材の派遣
平成 18 年 5 月 31 日	上水道施設災害応急復旧作業に関する協定	野洲市管工事業協同組合	緊急に応急給水の実施及び上水道施設の復旧に対する作業資機材及び労力等の提供
平成 18 年 6 月 30 日	災害時における応急救援活動への応援に関する協定	協同組合 野洲市建設業協会	災害応急救援活動として、公共施設(道路、河川を含む。)当の復旧、人命救助、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理等に土木資機材及び労力を提供
平成 18 年 9 月 11 日	災害時の救援活動支援に関する協定	野洲工業会	救援活動に必要な物的支援及び人的支援を行う。避難者の一時受入等
平成 20 年 1 月 10 日	災害時における生活物資の調達等に関する協定	株式会社 平和堂	生活物資等の供給 アルプラザ野洲及びフレンドマート中主店の平地駐車場を一時避難場所として提供
平成 20 年 3 月 1 日	災害時における生活物資の調達等に関する協定	イオン 株式会社	生活物資等の供給 イオン株式会社スーパーセンター野洲店の駐車場を一時避難場所として提供

締結年月日	協定等の名称	締結の相手	締結内容
平成 20 年 6 月 26 日	災害時における生活物資の調達に関する協定	守山・野洲地区コンビニエンスストア安全なまちづくり推進協議会	被災者に対する避難場所の提供 生活物資等の供給
平成 20 年 8 月 25 日	災害時における電機設備の応急復旧の応援に関する協定	滋賀県電気工事工業組合	公共施設の電気設備の応急普及の応援
平成 20 年 12 月 1 日	防災応援協定	特定医療法人社団 御上会 野洲病院	非常用食糧、非常用飲料水及び復旧までに必要な資機材の提供 医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 救済及び救助活動に必要な車両等の提供 被災者（歩行可能な患者）が一時的に収容できるための施設の提供 ボランティアの斡旋
平成 22 年 11 月 30 日	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	滋賀県石油協同組合 守山野洲支部	災害緊急車等への石油類燃料の供給
平成 25 年 3 月 29 日	災害時における救援活動の支援に関する協定	株式会社近江美研 株式会社奥村興業	災害緊急時における救援活動の支援
平成 25 年 9 月 26 日	災害時における医療救援活動に関する協定	一般社団法人 守山野洲医師会 一般社団法人 草津栗東守山野洲歯科医師会 守山野洲薬剤師会	災害医療救護計画の策定、医療救援班（歯科医師救護班・薬剤師）の派遣
平成 26 年 8 月 19 日	災害時における物資調達に関する協定	NPO 法人 コメリ 災害対策センター	災害時における緊急対応可能な物資の供給
平成 27 年 9 月 18 日	災害時における施設の利用等に関する協定	株式会社 村田製作所 野洲事業所	災害時における物資等の提供 事業所建物及び駐車場を緊急避難場所として提供
平成 29 年 4 月 20 日	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社 カインズ	災害時における生活物資の供給協力
平成 29 年 4 月 28 日	災害発生時における野洲市と野洲市内郵便局及び幸津川郵便局の協力に関する協定	野洲市内郵便局 幸津川郵便局	災害時における車両の提供および情報の相互提供等
平成 29 年 7 月 13 日	災害時における緊急一時避難施設としての使用並びに物資の供給に関する協定	ゴウダ株式会社	災害時における緊急一時避難施設としての使用並びに物資の供給
平成 29 年 10 月 20 日	災害時におけるストーマ装具等の調達に関する協定	株式会社 増田医科器械 滋賀支店 石黒メディカルシステム 株式会社 株式会社 三笑堂 滋賀支店 株式会社 ケンコー	災害時におけるストーマ装具等の供給

■参考資料－ 9 危険物施設一覧

【危険物施設一覧（その１）】

（平成 25 年 7 月現在）

番号	設置施設名(施設)	施設区分(施設)名	設置場所-1	電話	倍数
1	株式会社マツナガ	給油取扱所	野洲市西河原1061-2、1062-2	589-2400	150
2	京セラディスプレイ株式会社	一般取扱所	野洲市市三宅641番地1	518-2200	4.25
3	京セラディスプレイ株式会社	一般取扱所	野洲市市三宅641番地1	518-2200	1.6
4	京セラディスプレイ株式会社	地下タンク貯蔵所	野洲市市三宅641番地1	518-2200	1.5
5	京セラディスプレイ株式会社	地下タンク貯蔵所	野洲市市三宅641番地1	518-2200	1.5
6	京セラディスプレイ株式会社	地下タンク貯蔵所	野洲市市三宅641番地1	518-2200	15
7	京セラディスプレイ株式会社	地下タンク貯蔵所	野洲市市三宅641番地1	518-2200	1.9
8	日本発条株野洲工場	屋内貯蔵所	野洲市六条985	589-6446	2.971
9	メガセルフ野洲SS	給油取扱所	野洲市久野部		300
10	中塚工業株式会社中主工場	屋内貯蔵所	野洲市六条881	589-2562	47
11	中塚工業株式会社滋賀工場	屋内貯蔵所	野洲市井口764	589-3300	135
12	野洲市役所分庁舎	地下タンク貯蔵所	野洲市西河原2400	589-2511	3
13	滋賀県企業庁	屋内貯蔵所	野洲市吉川3382	589-3280	3.3
14	滋賀県企業庁	地下タンク貯蔵所	野洲市吉川3382	589-3280	13
15	滋賀県企業庁	一般取扱所	野洲市吉川3382	589-3280	11.952
16	西口 栄一	屋内貯蔵所	野洲市堤1384-1		0.45
17	石塚造船所	屋内貯蔵所	野洲市吉川1645-3	589-5148	5
18	石塚造船所	簡易タンク貯蔵所	野洲市吉川1645-3	589-5148	3
19	マスタ商事株式会社	移動タンク貯蔵所	野洲市北比江99番地1	077-589-2359	30
20	株式会社伊藤佑	給油取扱所	野洲市吉地二丁目1310	589-5949	200
21	近江鉄道株式会社	給油取扱所	野洲市葛蒲大字日の出14-1	589-2000	25
22	株金陽社滋賀工場	屋内貯蔵所	野洲市吉地647	589-8600	11.61
23	株金陽社滋賀工場	屋外タンク貯蔵所	野洲市吉地647	589-8600	9.75
24	株金陽社滋賀工場	一般取扱所	野洲市吉地647	589-8600	4.7125
25	東郷石油株	屋内貯蔵所	野洲市比江836-2		1
26	株式会社コメリ	一般取扱所	野洲市西河原四丁目2521	589-8043	29.5
27	おうみ富士農業協同組合(中主カントリーエレベーター)	地下タンク貯蔵所	野洲市六条1328	582-3401	1.8
28	おうみ富士農業協同組合(中主カントリーエレベーター)	地下タンク貯蔵所	野洲市六条1319-1	582-3401	9.5
29	おうみ富士農業協同組合(中主カントリーエレベーター)	地下タンク貯蔵所	野洲市六条1319-1	582-3401	30
30	おうみ富士農業協同組合(中主カントリーエレベーター)	一般取扱所	野洲市六条1319-1	582-3401	1
31	おうみ富士農業協同組合(中主カントリーエレベーター)	一般取扱所	野洲市六条1319-1	582-3401	4
32	おうみ富士農業協同組合(中主カントリーエレベーター)	一般取扱所	野洲市井口1298	582-3401	2.217
33	医療法人周行会	地下タンク貯蔵所	野洲市八夫2077	589-5155	7.5
34	野洲市立中主幼稚園	地下タンク貯蔵所	野洲市吉地1120番地の1	589-2232	1.9
35	中国塗料株式会社滋賀工場	製造所	野洲市三上2306-7	587-0488	7.715
36	中国塗料株式会社滋賀工場	製造所	野洲市三上2306-7	587-0488	1
37	中国塗料株式会社滋賀工場 第5倉庫	屋内貯蔵所	野洲市三上2306-7	587-0488	15
38	中国塗料株式会社滋賀工場	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2306-7	587-0488	50
39	中国塗料株式会社滋賀工場	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2306-7	587-0488	50
40	中国塗料株式会社滋賀工場	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2306-7	587-0488	250
41	中国塗料株式会社滋賀工場	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2306-7	587-0488	20
42	中国塗料株式会社滋賀工場	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2306-7	587-0488	50
43	中国塗料株式会社滋賀工場	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2306-7	587-0488	49
44	中国塗料株式会社滋賀工場	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2306-7	587-0488	61.25
45	中国塗料株式会社滋賀工場	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2306-7	587-0488	356.25
46	中国塗料株式会社滋賀工場	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2306-7	587-0488	108
47	中国塗料株式会社滋賀工場	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2306-7	587-0488	108
48	中国塗料株式会社滋賀工場	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2306-7	587-0488	250
49	中国塗料株式会社滋賀工場	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2306-7	587-0488	6.25
50	中国塗料株式会社滋賀工場	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2306-7	587-0488	50
51	中国塗料株式会社滋賀工場	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2306-7	587-0488	50
52	中国塗料株式会社滋賀工場	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2306-7	587-0488	108
53	中国塗料株式会社滋賀工場	製造所	野洲市三上2306-7	587-0488	16.06
54	中国塗料株式会社滋賀工場	製造所	野洲市三上2306-7	587-0488	16.1
55	中国塗料株式会社滋賀工場	一般取扱所	野洲市三上2306-7	587-0488	192.805
56	中国塗料株式会社滋賀工場	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2306-7	587-0488	495
57	中国塗料株式会社滋賀工場	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2306-7	587-0488	247.5
58	中国塗料株式会社滋賀工場	屋外貯蔵所	野洲市三上2306の7	587-0488	20
59	中国塗料株式会社滋賀工場	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2306-7	587-0488	5.1
60	中国塗料株式会社滋賀工場	製造所	野洲市三上2306-7	587-0488	40.065
61	中国塗料株式会社滋賀工場	屋内貯蔵所	野洲市三上2306-7	587-0488	4533.85
62	中国塗料株式会社滋賀工場	屋内貯蔵所	野洲市三上2306-7	587-0488	16.2
63	中国塗料株式会社滋賀工場	屋内貯蔵所	野洲市三上2306-7	587-0488	481.1
64	中国塗料株式会社滋賀工場	屋内貯蔵所	野洲市三上2306-7	587-0488	2.9
65	中国塗料株式会社滋賀工場	一般取扱所	野洲市三上2306-7	587-0488	47.08

【危険物施設一覧（その２）】

（平成 25 年 7 月現在）

番号	設置施設名(施設)	施設区分(施設)名	設置場所-1	電話	倍数
66	中国塗料株式会社滋賀工場	屋外貯蔵所	野洲市三上2306-7	587-0488	17.205
67	株式会社ヒラカワ滋賀事業所	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2308	588-2451	5
68	株式会社ヒラカワ滋賀事業所	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2308	588-2451	4.2
69	株式会社ヒラカワ滋賀事業所	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2308	588-2451	9.5
70	有限会社ホクメイ商事	移動タンク貯蔵所	野洲市妙光寺204番地1	588-4334	2
71	有限会社 ワイズ通商	給油取扱所	野洲市入町	518-0180	30
72	三井化学アグロ株式会社 農業化学研究所	屋外タンク貯蔵所	野洲市野洲1358	586-1223	11.75
73	三井化学アグロ株式会社 農業化学研究所	一般取扱所	野洲市市三宅1358	586-1223	0.08
74	三井化学アグロ株式会社 農業化学研究所	屋内貯蔵所	野洲市野洲1041	586-1223	0.8
75	三井化学アグロ株式会社 農業化学研究所	屋内貯蔵所	野洲市市三宅1358	586-1223	1.75
76	アキレス株式会社	屋外タンク貯蔵所	野洲市妙光寺	588-1050	5
77	アキレス株式会社	屋外タンク貯蔵所	野洲市妙光寺95	588-1050	5
78	アキレス株式会社	屋外タンク貯蔵所	野洲市妙光寺95	588-1050	5
79	アキレス株式会社	屋外貯蔵所	野洲市妙光寺95	588-1050	2.8
80	アキレス株式会社	屋内貯蔵所	野洲市妙光寺95	588-1050	146
81	アキレス株式会社	一般取扱所	野洲市妙光寺95	588-1050	2.9
82	アキレス株式会社	給油取扱所	野洲市妙光寺95	588-1050	2.895
83	アキレス株式会社	一般取扱所	野洲市妙光寺95	588-1050	2.5
84	アキレス株式会社	屋内貯蔵所	野洲市妙光寺95	588-1050	2.9
85	アキレス株式会社	一般取扱所	野洲市妙光寺95	588-1050	3
86	アキレス株式会社	屋内貯蔵所	野洲市妙光寺95	588-1050	4.9
87	アキレス株式会社	屋外タンク貯蔵所	野洲市妙光寺95	588-1050	7.1667
88	アキレス株式会社	屋外タンク貯蔵所	野洲市妙光寺95	588-1050	10.5
89	アキレス株式会社	屋外タンク貯蔵所	野洲市妙光寺95	588-1050	9
90	アキレス株式会社	一般取扱所	野洲市妙光寺95	588-1050	1.8
91	アキレス株式会社	一般取扱所	野洲市妙光寺95	588-1050	1.3458
92	アキレス株式会社	屋内貯蔵所	野洲市妙光寺95	588-1050	61
93	株式会社 近江美研	屋内貯蔵所	野洲市上屋144-10	589-4870	1.6
94	全国農業協同組合連合会	地下タンク貯蔵所	野洲市小篠原5-2	586-7007	11
95	全国農業協同組合連合会	屋内貯蔵所	野洲市小篠原5-2	586-7007	0.8
96	全国農業協同組合連合会	屋内貯蔵所	野洲市小篠原5-2	586-7007	0.45
97	株式会社 東山 野洲営業所	屋内貯蔵所	野洲市永原997-4	587-0258	1
98	株式会社 東山 野洲営業所	給油取扱所	野洲市永原997-4	587-0258	50
99	伊丹産業株式会社	一般取扱所	野洲市小篠原844-1	587-0508	29.5
100	西日本旅客鉄道株網干総合車両所	屋内貯蔵所	野洲市富波乙	587-2077	8
101	松村石油株式会社	給油取扱所	野洲市小篠原1259-2	587-0134	70
102	ビー・アンド・ジー株式会社 滋賀工場	地下タンク貯蔵所	野洲市上屋88	588-2411	2.5
103	ビー・アンド・ジー株式会社 滋賀工場	屋内貯蔵所	野洲市上屋88	588-2411	195
104	ビー・アンド・ジー株式会社 滋賀工場	一般取扱所	野洲市上屋88	588-2411	0.25
105	ビー・アンド・ジー株式会社 滋賀工場	屋内貯蔵所	野洲市上屋88	588-2411	2.5
106	ビー・アンド・ジー株式会社 滋賀工場	地下タンク貯蔵所	野洲市上屋88	588-2411	8.65
107	京セラ株式会社滋賀野洲事業所	屋内貯蔵所	野洲市市三宅800	587-8782	3.6
108	京セラ株式会社滋賀野洲事業所	一般取扱所	野洲市市三宅800	587-8782	21.9
109	京セラSLCテクノロジー株式会社	屋内貯蔵所	野洲市市三宅800	587-8782	2.25
110	京セラ株式会社滋賀野洲事業所	屋内貯蔵所	野洲市市三宅800	587-8782	6.854
111	京セラ株式会社滋賀野洲事業所	地下タンク貯蔵所	野洲市市三宅800	587-8782	51.5
112	京セラ株式会社滋賀野洲事業所	地下タンク貯蔵所	野洲市市三宅800	587-8782	51.5
113	京セラ株式会社滋賀野洲事業所	地下タンク貯蔵所	野洲市市三宅800	587-8782	51.5
114	京セラ株式会社滋賀野洲事業所	地下タンク貯蔵所	野洲市市三宅800	587-8782	51.5
115	京セラ株式会社滋賀野洲事業所	屋内貯蔵所	野洲市市三宅800	587-8782	3
116	京セラ株式会社滋賀野洲事業所	屋内貯蔵所	野洲市市三宅800	587-8782	8.8
117	京セラ株式会社滋賀野洲事業所	一般取扱所	野洲市市三宅800番地	587-8782	9.5
118	京セラ株式会社滋賀野洲事業所	地下タンク貯蔵所	野洲市市三宅800番地	587-8782	15
119	京セラ株式会社滋賀野洲事業所	地下タンク貯蔵所	野洲市市三宅800番地	587-8782	1.5
120	京セラ株式会社滋賀野洲事業所	地下タンク貯蔵所	野洲市市三宅800番地	587-8782	10
121	京セラ株式会社滋賀野洲事業所	地下タンク貯蔵所	野洲市市三宅800番地	587-8782	2.5
122	株式会社テクノスマート 滋賀工場	一般取扱所	野洲市大篠原3200	587-2022	1
123	株式会社テクノスマート 滋賀工場	屋内貯蔵所	野洲市大篠原3200	587-2022	7.84
124	株式会社テクノスマート 滋賀工場	屋内貯蔵所	野洲市大篠原3200	587-2022	4.18
125	株式会社テクノスマート 滋賀工場	地下タンク貯蔵所	野洲市大篠原3200	587-2022	15
126	株式会社テクノスマート 滋賀工場	一般取扱所	野洲市大篠原3200	587-2022	2.8
127	滋賀県総合教育センター	地下タンク貯蔵所	野洲市北桜978	588-2311	5
128	千代栄工株式会社	屋外タンク貯蔵所	野洲市市三宅1734	587-0706	3.5
129	ライトケミカル工業株式会社	地下タンク貯蔵所	野洲市三上2251	588-0589	75

【危険物施設一覧（その３）】

（平成 25 年 7 月現在）

番号	設置施設名(施設)	施設区分(施設)名	設置場所-1	電話	倍数
130	ライトケミカル工業株式会社	製造所	野洲市大字三上字前田川原2251	588-0589	113.25
131	ライトケミカル工業株式会社	製造所	野洲市三上2251	588-0589	21.405
132	ライトケミカル工業株式会社	地下タンク貯蔵所	野洲市三上2251	588-0589	75
133	ライトケミカル工業株式会社	製造所	野洲市三上2251	588-0589	1
134	ライトケミカル工業株式会社	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2251	588-0589	150
135	ライトケミカル工業株式会社	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2251	588-0589	150
136	ライトケミカル工業株式会社	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2251	588-0589	15.5
137	ライトケミカル工業株式会社	屋外タンク貯蔵所	野洲市三上2251	588-0589	75
138	ライトケミカル工業株式会社	屋内貯蔵所	野洲市三上2251	588-0589	1000
139	ライトケミカル 第5製造所	製造所	野洲市三上2251	588-0589	58.25
140	ライトケミカル工業株式会社	製造所	野洲市大字三上字前田川原2251	588-0589	1.6765
141	森 益男	屋内貯蔵所	野洲市小篠原1635	587-0748	1
142	株式会社野洲サルベージ	移動タンク貯蔵所	野洲市小篠原473-2	588-0438	1.9
143	株式会社野洲サルベージ	移動タンク貯蔵所	野洲市小篠原473-2	588-0438	4
144	株式会社野洲サルベージ	給油取扱所	野洲市小篠原473-2	588-0438	35
145	オリベスト株式会社	屋内貯蔵所	野洲市三上2110	587-0634	1
146	オリベスト株式会社	地下タンク貯蔵所	野洲市三上2110	587-0634	2
147	株式会社 アブラサダ	一般取扱所	野洲市永原491-2	588-1143	19
148	シライ電子工業株式会社	屋内貯蔵所	野洲市富波甲13-5	588-4848	0.27
149	シライ電子工業株式会社	地下タンク貯蔵所	野洲市南桜1477-8	588-4848	9.5
150	シライ電子工業株式会社	屋内貯蔵所	野洲市南桜1477-8	588-4848	0.225
151	医療法人社団三上会 野洲病院	屋内タンク貯蔵所	野洲市小篠原1094	587-1332	2.05
152	野洲市野洲クリーンセンター	地下タンク貯蔵所	野洲市大篠原3333-2	588-0568	10
153	明和石油株式会社	給油取扱所	野洲市三上762-1	587-6980	150
154	光明株式会社	屋内貯蔵所	野洲市三上2251番地	588-0593	15.2381
155	光明株式会社	屋外貯蔵所	野洲市三上2251番地	588-0593	18
156	光明株式会社	屋内貯蔵所	野洲市三上2251番地	588-0593	50
157	光明株式会社	屋内貯蔵所	野洲市三上2251	588-0593	0.2
158	光明株式会社	屋内貯蔵所	野洲市三上2251番地	588-0593	0.2
159	目黒化工株式会社滋賀工場	地下タンク貯蔵所	野洲市三上2195-1	588-2331	3
160	目黒化工株式会社滋賀工場	屋内貯蔵所	野洲市三上2195-1	588-2331	4.95
161	目黒化工株式会社滋賀工場	地下タンク貯蔵所	野洲市三上2195-1	588-2331	3
162	東燃ゼネラル石油株式会社	給油取扱所	野洲市三上字大畑1989-1	587-1001	200
163	株式会社村田製作所野洲事業所	屋内貯蔵所	野洲市大篠原2288	587-5111	37.95
164	株式会社村田製作所野洲事業所	屋内貯蔵所	野洲市大篠原2288	587-5111	12.5
165	株式会社村田製作所野洲事業所	製造所	野洲市大篠原2288	587-5111	0.9582
166	株式会社村田製作所野洲事業所	屋内貯蔵所	野洲市大篠原300番地	587-5111	14
167	株式会社村田製作所野洲事業所	一般取扱所	野洲市大篠原2288	587-5111	35
168	株式会社村田製作所野洲事業所	屋内貯蔵所	野洲市大篠原2288	587-5111	0.6
169	株式会社村田製作所野洲事業所	屋内貯蔵所	野洲市大篠原2288	587-5111	17
170	株式会社村田製作所野洲事業所	屋内貯蔵所	野洲市大篠原2288	587-5111	14.855
171	株式会社村田製作所野洲事業所	地下タンク貯蔵所	野洲市大篠原2288	587-5111	15
172	株式会社村田製作所野洲事業所	一般取扱所	野洲市大篠原2288	587-5111	10.565
173	株式会社村田製作所野洲事業所	屋内貯蔵所	野洲市大篠原2288	587-5111	1.337
174	株式会社村田製作所野洲事業所	製造所	野洲市大篠原山田300番地	587-5111	185.555
175	株式会社村田製作所野洲事業所	屋内貯蔵所	野洲市大篠原山田300番地	587-5111	48
176	株式会社村田製作所野洲事業所	屋内貯蔵所	野洲市大篠原220-1	587-5111	21
177	株式会社村田製作所野洲事業所	地下タンク貯蔵所	野洲市大篠原2288	587-5111	75
178	株式会社村田製作所野洲事業所	地下タンク貯蔵所	野洲市大篠原2288	587-5111	37.5
179	株式会社村田製作所野洲事業所	屋内貯蔵所	野洲市大篠原2288	587-5111	26.3
180	株式会社村田製作所野洲事業所	製造所	野洲市大篠原300	587-5111	0.135
181	株式会社村田製作所野洲事業所	屋内貯蔵所	野洲市大篠原2288	587-5111	10.8
182	株式会社村田製作所野洲事業所	屋内貯蔵所	野洲市大篠原2288	587-5111	30
183	株式会社村田製作所野洲事業所	一般取扱所	野洲市大篠原300	587-5111	10
184	株式会社村田製作所野洲事業所	屋内貯蔵所	野洲市大篠原300	587-5111	0.45
185	株式会社村田製作所野洲事業所	一般取扱所	野洲市大篠原300番地	587-5111	5.0311
186	株式会社村田製作所野洲事業所	地下タンク貯蔵所	野洲市大篠原2288番地	587-5111	5
187	株式会社村田製作所野洲事業所	一般取扱所	野洲市大篠原2288番地	587-5111	8.4
188	野洲市立総合体育館	地下タンク貯蔵所	野洲市富波甲1339	587-3477	5
189	野洲市立総合体育館	地下タンク貯蔵所	野洲市富波甲1339	587-3477	5
190	湖南広域消防局東消防署・防災センター	地下タンク貯蔵所	野洲市辻町	587-1119	6
191	株式会社長府製作所 滋賀工場	地下タンク貯蔵所	野洲市野洲1473-1	588-4562	20
192	野洲市総合福祉保健センター	地下タンク貯蔵所	野洲市辻町433-1	588-2444	5
193	大日本スクリーン製造株式会社野洲事業所	地下タンク貯蔵所	野洲市三上2426-1	586-5111	50
194	大日本スクリーン製造株式会社野洲事業所	一般取扱所	野洲市三上2426-1	586-5111	9.496
195	大日本スクリーン製造株式会社野洲事業所	屋内タンク貯蔵所	野洲市大字三上字口ノ川原2426	586-5111	1.85
196	大日本スクリーン製造株式会社野洲事業所	屋内貯蔵所	野洲市大字三上字口ノ川原2426	586-5111	0.275
197	中西建設株式会社	屋外タンク貯蔵所	野洲市野洲1093-18	5871281	9.75
198	中西建設株式会社	一般取扱所	野洲市野洲1093-18	5871281	3.18
199	鴻池運輸株式会社	給油取扱所	野洲市大篠原1601-1	5873300	20
200	日立ツール株式会社野洲工場	一般取扱所	野洲市三上35-2	586-5551	1.045
201	アサヒロジ株式会社	給油取扱所	野洲市南桜1477	587-2469	20

【危険物施設一覧（その４）】

（平成 25 年 7 月現在）

番号	設置施設名(施設)	施設区分(施設)名	設置場所-1	電話	倍数
202	滋賀県自動車協同組合	給油取扱所	野洲市野洲1436	587-0111	3
203	上原成商事株式会社	給油取扱所	野洲市永原727-5	587-6777	200
204	株式会社丸運近畿総括支店	給油取扱所	野洲市大篠原字針目3246	586-3951	10
205	湖南石油株式会社	給油取扱所	野洲市野洲1464-6	587-1234	200
206	エクスプレス守山	給油取扱所	野洲市大字野洲字八反田1464-5	588-3203	250
207	旭オイル株式会社	給油取扱所	野洲市大篠原74784-1	586-0666	150
208	旭オイル株式会社	移動タンク貯蔵所	野洲市大篠原74	586-0666	70
209	オムロン株式会社野洲事業所	地下タンク貯蔵所	野洲市市三宅686番地1	588-9000	5
210	オムロン株式会社野洲事業所	地下タンク貯蔵所	野洲市市三宅686番地1	588-9000	10
211	オムロン株式会社野洲事業所	一般取扱所	野洲市市三宅686番地1	588-9000	4.5
212	オムロン株式会社野洲事業所	一般取扱所	野洲市市三宅686番地1	588-9000	1.495
213	オムロン株式会社野洲事業所	屋内貯蔵所	野洲市市三宅686-1	588-9000	1.1987
214	オムロン株式会社野洲事業所	一般取扱所	野洲市市三宅	588-9000	0.9375
215	株式会社ENEOSフロンティア滋賀Dr. Drive野洲中央給油所	給油取扱所	野洲市雷波乙712-2	588-4377	250
216	日本通運株式会社大津支店	給油取扱所	野洲市上屋123-7	587-1022	25
217	近畿液体輸送株式会社	移動タンク貯蔵所	野洲市大篠原字針目3246		7
218	近畿液体輸送株式会社	移動タンク貯蔵所	野洲市大篠原字針目3246		120
219	近畿液体輸送株式会社	移動タンク貯蔵所	野洲市大篠原字針目3246		100
220	近畿液体輸送株式会社	移動タンク貯蔵所	野洲市大篠原字針目3246		100
221	おうみ富士農業協同組合野洲カントリ	地下タンク貯蔵所	野洲市高木1104	586-1055	20
222	おうみ富士農業協同組合野洲カントリ	屋内貯蔵所	野洲市高木1104	586-1055	2
223	おうみ富士農業協同組合野洲カントリ	一般取扱所	野洲市高木1104	586-1055	10
224	おうみ富士農業協同組合野洲カントリ	一般取扱所	野洲市高木1104	586-1055	2.69
225	西日本電信電話株式会社滋賀支店	地下タンク貯蔵所	野洲市小篠原1969	581-2427	2.6
226	株式会社手原産業倉庫	給油取扱所	野洲市野洲1519-1	587-0554	30
227	株式会社マツナガ	給油取扱所	野洲市永原778	588-1717	150
228	株式会社マツナガ	移動タンク貯蔵所	野洲市永原778	588-1717	3
229	株式会社マツナガ	移動タンク貯蔵所	野洲市永原778	588-1717	1
230	株式会社マツナガ	地下タンク貯蔵所	野洲市永原778	588-1717	50
231	株式会社マツナガ	屋外貯蔵所	野洲市永原778	588-1717	1
232	株式会社マツナガ	一般取扱所	野洲市永原778	588-1717	4.9
233	株式会社マツナガ	地下タンク貯蔵所	野洲市永原778	588-1717	50
234	株式会社マツナガ	移動タンク貯蔵所	野洲市永原778	588-1717	2
235	有限会社ラック湖南	地下タンク貯蔵所	野洲市野洲1447-3	518-0500	3
236	一柳運送株式会社	給油取扱所	野洲市大篠原100-22	518-2570	30
237	一柳運送株式会社	屋内貯蔵所	野洲市大篠原100-22	518-2570	56.4
238	フジヨ石油株式会社	移動タンク貯蔵所	野洲市比留田3013-4		1
239	平田機工株式会社	屋内貯蔵所	野洲市小堤500	587-2266	4
240	滋賀ダイハツ販売株式会社	給油取扱所	野洲市野洲1628	588-2120	50
241	株式会社ダイヤケミカル	屋内貯蔵所	野洲市大篠原100-5	518-1100	1
242	株式会社ダイヤケミカル	屋外タンク貯蔵所	野洲市大篠原100-5	518-1100	37.5
243	株式会社ダイヤケミカル	屋外タンク貯蔵所	野洲市大篠原100-5	518-1100	15
244	株式会社ダイヤケミカル	製造所	野洲市大篠原100-5	518-1100	3.0803
245	有限会社 近江クリーンサービス	屋外貯蔵所	野洲市上屋	589-3320	9.52
246	有限会社 近江クリーンサービス	製造所	野洲市上屋	589-3320	1.5931

■参考資料－10 土砂災害避難勧告等判断・伝達マニュアル

1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）（平成12年5月8日法律第57号）の制定にもとづき、県では、現在、急傾斜地の崩壊、土石流等のおそれのある土地について基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を進めている。

平成30年1月12日現在、市内で指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は以下のとおりである。

【土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（土石流）】

番号	所在地	区域名	区域番号	指定回数	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	県告示番号	指定年月日	県告示番号
1	野洲市大篠原、入町	八幡川	1342002	2次	平成17年3月30日	県告示第213号	—	—
2	野洲市三上	五反田川	1342011	2次	平成17年3月30日	県告示第214号	—	—
3	野洲市南桜	竹長川	2342043	2次	平成17年3月30日	県告示第215号	—	—
4	野洲市南桜	竹長川	1342013	2次	平成17年3月30日	県告示第337号	平成17年3月30日	県告示第395号
5	野洲市妙光寺、小篠原	山溝川支流	1342015	5次	平成18年3月30日	県告示第360号	平成18年3月30日	県告示第708号
6	野洲市小篠原	中の池川	1342009	5次	平成18年3月30日	県告示第361号	平成18年3月30日	県告示第709号
7	野洲市辻町、小堤	美濃々川	2342016	5次	平成18年3月30日	県告示第367号	—	—
8	野洲市大篠原	光善寺川支流	1342005	5次	平成18年3月30日	県告示第368号	—	—
9	野洲市大篠原	光善寺川支流	3342018	5次	平成18年3月30日	県告示第369号	—	—
10	野洲市妙光寺、小篠原	山溝川支流	1342044	5次	平成18年3月30日	県告示第370号	—	—
11	野洲市小篠原	中の池川支流	1342010	5次	平成18年3月30日	県告示第371号	—	—
12	野洲市小篠原	びわの木川	1342008	5次	平成18年3月30日	県告示第372号	—	—
13	野洲市小篠原	びわの木川支流	3342039	5次	平成18年3月30日	県告示第373号	—	—
14	野洲市北桜	家棟川支流	1342007	5次	平成18年3月30日	県告示第374号	—	—
15	野洲市北桜	モへ谷	1342045	5次	平成18年3月30日	県告示第375号	—	—
16	野洲市南桜	竹長川支流	1342014	9次	平成19年3月22日	県告示第159号	平成19年3月22日	県告示第164号
17	野洲市大篠原・辻町	家棟川支流	3342025	9次	平成19年3月22日	県告示第159号	—	—
18	野洲市小堤	上の市川	3342023	9次	平成19年3月22日	県告示第159号	平成19年3月22日	県告示第164号
19	野洲市大篠原	光善寺川支流	3342020	9次	平成19年3月22日	県告示第159号	平成19年3月22日	県告示第164号
20	野洲市大篠原	光善寺川支流	3342021	9次	平成19年3月22日	県告示第159号	平成19年3月22日	県告示第164号
21	野洲市大篠原・辻町	家棟川支流	1342006	9次	平成19年3月22日	県告示第159号	—	—

番号	所在地	区域名	区域番号	指定次数	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	県告示 第号	指定年月日	県告示 第号
22	野洲市大篠原・辻町	家棟川支流	3342024	9 次	平成 19 年 3 月 22 日	県告第 159 号	—	—
23	野洲市大篠原・辻町	家棟川支流	3342052	9 次	平成 19 年 3 月 22 日	県告第 159 号	平成 19 年 3 月 22 日	県告第 164 号
24	野洲市大篠原	稲荷川支流	1342003	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
25	野洲市大篠原	稲荷川支流	3342053	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
26	野洲市大篠原	稲荷川支流	3342054	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
27	野洲市大篠原	天仁川	3342017	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
28	野洲市大篠原	光善寺川支流	3342022	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
29	野洲市大篠原	光善寺川支流	3342055	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
30	野洲市大篠原	光善寺川支流	3342056	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
31	野洲市大篠原	家棟川支流	3342026	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
32	野洲市大篠原	家棟川支流	3342057	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
33	野洲市大篠原	家棟川支流	3342027	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
34	野洲市大篠原・辻町	家棟川支流	3342028	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
35	野洲市大篠原・辻町	家棟川支流	3342058	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
36	野洲市大篠原・辻町	家棟川支流	3342059	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
37	野洲市大篠原・辻町	家棟川支流	3342060	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
38	野洲市大篠原・辻町	家棟川支流	3342051	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
39	野洲市三上・北桜	小山川支流	3342041	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
40	野洲市三上・北桜	小山川支流	3342048	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
41	野洲市三上・北桜	小山川支流	3342049	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
42	野洲市北桜	小山川支流	1342012	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
43	野洲市北桜	小山川支流	3342046	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
44	野洲市北桜	小山川支流	3342047	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
45	野洲市南桜	大山川支流	3342043	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
46	野洲市南桜	さかしな川	3342044	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
47	野洲市南桜	大山川支流	3342045	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
48	野洲市大篠原	稲荷川支流	1342004	33 次	平成 20 年 3 月 13 日	県告第 155 号	—	—
49	野洲市妙光寺、三上	山溝川	3342040	33 次	平成 20 年 3 月 13 日	県告第 155 号	—	—
50	野洲市妙光寺	山溝川	3342061	33 次	平成 20 年 3 月 13 日	県告第 155 号	平成 20 年 3 月 13 日	県告第 160 号
51	野洲市北桜	小山川支流	3342042	33 次	平成 20 年 3 月 13 日	県告第 155 号	—	—

番号	所在地	区域名	区域番号	指定次数	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	県告示 第号	指定年月日	県告示 第号
52	野洲市北桜	小山川支流	3342062	33 次	平成 20 年 3 月 13 日	県告第 155 号	平成 20 年 3 月 13 日	県告第 160 号
53	野洲市妙光寺	大堀川支流	1342071	41 次	平成 22 年 2 月 19 日	県告第 103 号	—	—
54	野洲市妙光寺、 三上	妓王井川支流	1342074	41 次	平成 22 年 2 月 19 日	県告第 103 号	平成 22 年 2 月 19 日	県告第 107 号
55	野洲市妙光寺、 三上	妓王井川支流	1342075	41 次	平成 22 年 2 月 19 日	県告第 103 号	—	—
56	野洲市妙光寺、 三上	妓王井川支流	1342076	41 次	平成 22 年 2 月 19 日	県告第 103 号	平成 22 年 2 月 19 日	県告第 107 号
57	野洲市三上	妓王井川支流	1342072	41 次	平成 22 年 2 月 19 日	県告第 103 号	—	—
58	野洲市三上	妓王井川支流	1342073	41 次	平成 22 年 2 月 19 日	県告第 103 号	—	—
59	野洲市北桜、三 上	大山川支流	1342070	41 次	平成 22 年 2 月 19 日	県告第 103 号	平成 22 年 2 月 19 日	県告第 107 号
60	野洲市小篠原	中ノ池川支流	1342079	70 次	平成 28 年 2 月 29 日	県告第 84 号		
61	野洲市大篠原	光善寺川支流	3342050	70 次	平成 28 年 2 月 29 日	県告第 84 号	平成 22 年 2 月 19 日	県告第 90 号

資料：滋賀県土木交通部砂防課ホームページ

【土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜地崩壊）】

番号	所在地	区域名	区域番号	指定回数	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	県告示 第号	指定年月日	県告示 第号
1	野洲市妙光寺	妙光寺	I-2773	2 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告第 318 号	平成 17 年 3 月 30 日	県告第 376 号
2	野洲市南桜	南桜	II-2011	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告第 386 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告第 720 号
3	野洲市大篠原、 入町	入町	I-2013	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告第 387 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告第 721 号
4	野洲市三上	三上<2>	I-2010	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告第 388 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告第 722 号
5	野洲市妙光寺、 小篠原	妙光寺-1	I-2761	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告第 389 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告第 723 号
6	野洲市北桜	北桜-1	II-2774	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告第 390 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告第 724 号
7	野洲市南桜	南桜-1	II-2770	9 次	平成 19 年 3 月 22 日	県告第 159 号	平成 19 年 3 月 22 日	県告第 164 号
8	野洲市南桜	南桜-2	II-2771	9 次	平成 19 年 3 月 22 日	県告第 159 号	平成 19 年 3 月 22 日	県告第 164 号
9	野洲市大篠原	大篠原	I-2012	9 次	平成 19 年 3 月 22 日	県告第 159 号	—	—
10	野洲市大篠原	岩蔵寺	I-2801	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
11	野洲市三上	県立花緑公園	II-2769	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
12	野洲市北桜	森林センター-1	I-2799	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
13	野洲市北桜	森林センター-2	I-2800	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
14	野洲市南桜	南桜-3	II-2796	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
15	野洲市南桜	南桜-4	II-2797	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
16	野洲市南桜	南桜-5	II-2798	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
17	野洲市大篠原	成橋-1	II-2755	33 次	平成 21 年 3 月 13 日	県告第 155 号	平成 21 年 3 月 13 日	県告第 160 号
18	野洲市大篠原	大篠原-1	II-2756	33 次	平成 21 年 3 月 13 日	県告第 155 号	平成 21 年 3 月 13 日	県告第 160 号
19	野洲市入町	入町-1	II-2757	33 次	平成 21 年 3 月 13 日	県告第 155 号	平成 21 年 3 月 13 日	県告第 160 号
20	野洲市小篠原	小篠原-1	II-2758	33 次	平成 21 年 3 月 13 日	県告第 155 号	平成 21 年 3 月 13 日	県告第 160 号
21	野洲市小篠原	小篠原-2	III-2711	33 次	平成 21 年 3 月 13 日	県告第 155 号	平成 21 年 3 月 13 日	県告第 160 号
22	野洲市妙光寺	三上神社	II-2762	33 次	平成 21 年 3 月 13 日	県告第 155 号	平成 21 年 3 月 13 日	県告第 160 号
23	野洲市妙光寺	宗泉寺	II-2763	33 次	平成 21 年 3 月 13 日	県告第 155 号	平成 21 年 3 月 13 日	県告第 160 号
24	野洲市妙光寺、 三上	妙光寺-3	II-2766	33 次	平成 21 年 3 月 13 日	県告第 155 号	平成 21 年 3 月 13 日	県告第 160 号
25	野洲市入町	入町-2	I-2823	41 次	平成 22 年 2 月 19 日	県告第 103 号	—	—
26	野洲市北桜	北桜-2	I-2824	41 次	平成 22 年 2 月 19 日	県告第 103 号	平成 22 年 2 月 19 日	県告第 107 号
27	野洲市三上	三上<1>	I-2009	44 次	平成 22 年 3 月 17 日	県告第 174 号	—	—
28	野洲市大篠原	野洲クリーンセ ンター-1	I-2017	70 次	平成 28 年 2 月 29 日	県告第 84 号	平成 28 年 2 月 29 日	県告第 90 号
29	野洲市大篠原	野洲クリーンセ ンター-2	I-2018	70 次	平成 28 年 2 月 29 日	県告第 84 号	平成 28 年 2 月 29 日	県告第 90 号

資料：滋賀県土木交通部砂防課ホームページ

(2) 土砂災害の発生のおそれのある溪流や斜面の分布

市内の土砂災害の発生のおそれのある溪流や斜面は、全て J R 東海道新幹線以南に分布する。

J R 東海道新幹線以南には、三上山、妙光寺山、鏡山等の山があり、それら山麓部に溪流、斜面ともに集中してみられる。

2. 避難すべき区域

市域の土砂災害警戒区域等分布状況、集落の集合状況等を加味し、以下のように3つの警戒避難単位を設定した。ここで設定した警戒避難単位とは、土砂災害に関して同様の被害形態が予想され、警戒活動あるいは避難時に同一の行動をとることが考えられる区域を1単位としている。

【避難すべき区域】

避難区域 (避難勧告等の発令単位)	対象地区 (土砂災害危険箇所単位)	災害の様相	備考
野洲学区	小篠原	崖崩れ、土石流	
篠原学区	入町	崖崩れ、土石流	警戒区域あり
	大篠原	崖崩れ、土石流	
	小堤	土石流	
	辻町	土石流	
三上学区	北桜	土石流	
	南桜	崖崩れ、土石流	警戒区域あり
	三上	崖崩れ、土石流	警戒区域あり
	妙光寺	崖崩れ、土石流	警戒区域あり

(1) 要避難人口

避難施設の検討や避難誘導方法の検討にあたっては、収容若しくは誘導すべき人員の推定が問題となる。そこで、定めた警戒地区毎に、危険区域に存在する保全対象人家戸数を整理し、要避難人口を推定した。ここでは、土砂災害により長期の避難を余儀なくされる可能性を有する者を要避難人口として概算した。つまり、ここでの要避難人口は想定される最大避難施設生活者数を表している。

なお、下表中の要避難世帯数は、第1項表の保全対象人家戸数を地区別に集計したものであり、危険区域が重複する箇所は、住宅地図及び1/5,000地形図から抽出し、カウントした。また、概算避難人口は、野洲市の人口を全世帯で除した値3.0（平成27年度国勢調査）を地区毎の人家戸数に乗じた値である。なお、辻町地区の土石流危険溪流は、保全対象が公共施設のみであり、要避難世帯はない。

【要避難人口】

避難区域 (避難勧告等の発令単位)	対象地区 (土砂災害危険箇所単位)	要避難世帯	要避難人口	備考
野洲学区	小篠原	19 世帯	約 60 人	
篠原学区	入町	22 世帯	約 70 人	
	大篠原・小堤	18 世帯	約 50 人	
三上学区	北桜	7 世帯	約 20 人	
	南桜	39 世帯	約 120 人	
	三上	41 世帯	約 120 人	
	妙光寺	27 世帯	約 80 人	

(2) 土砂災害に関する避難場所

土砂災害に対する避難場所は、次の条件を勘案して設定する。

- ・土石流や崖崩れ等の土砂災害を受けるおそれのない場所であること
- ・保全対象・人家等からできる限り近距離にあること
- ・収容人員が十分であること
- ・鉄筋コンクリート等の堅牢な構造で、2階建て以上

なお、0.5km以上の避難行動が必要となる遠距離避難（災害時要援護者歩行限界距離を勘案）地区は、一時避難場所を設ける。

【土砂災害に対する避難場所】

避難区域 (避難勧告等の発令単位)	対象地区 (土砂災害危険箇所単位)	一時避難場所	指定避難所	備考
野洲学区	小篠原	—	野洲市人権センター (収容人員：340 人)	
篠原学区	入町	出町集会所 道の駅（要調整）	篠原小学校 (収容人員：306 人)	
	大篠原	東町集会所 西町集会所		
三上学区	北桜	北桜公民館	三上小学校 (収容人員：288 人) 三上幼稚園 (収容人員：239 人) コミュニティセンター みかみ (収容人員：289 人) 野洲小学校 (収容人員：327 人)	避難所は最寄りの施設とする
	南桜	南桜農事集会所		
	三上	—		
	妙光寺	—		

3. 避難勧告等の発令の判断基準

(1) 避難勧告等発令の判断のための情報

市は、土砂災害に対する避難勧告等発令の判断のために必要な以下情報の把握に努める。

① 気象台の防災気象情報

彦根地方気象台から大雨の際、発表される土砂災害に関する防災気象情報は、大雨注意報、大雨警報、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報等がある。

② 雨量情報

次の雨量計の観測記録や気象庁のレーダーアメダス合成値等気象予測情報。

【雨量計現況】

観測所名	位 置	自記定量	管 理 者	観 測 者
野洲川	野洲	テレメータ	琵琶湖河川事務所	同左職員
野洲	小篠原	自記	南部土木事務所	市職員

資料：道路河川課

③ 滋賀県土木防災情報システム

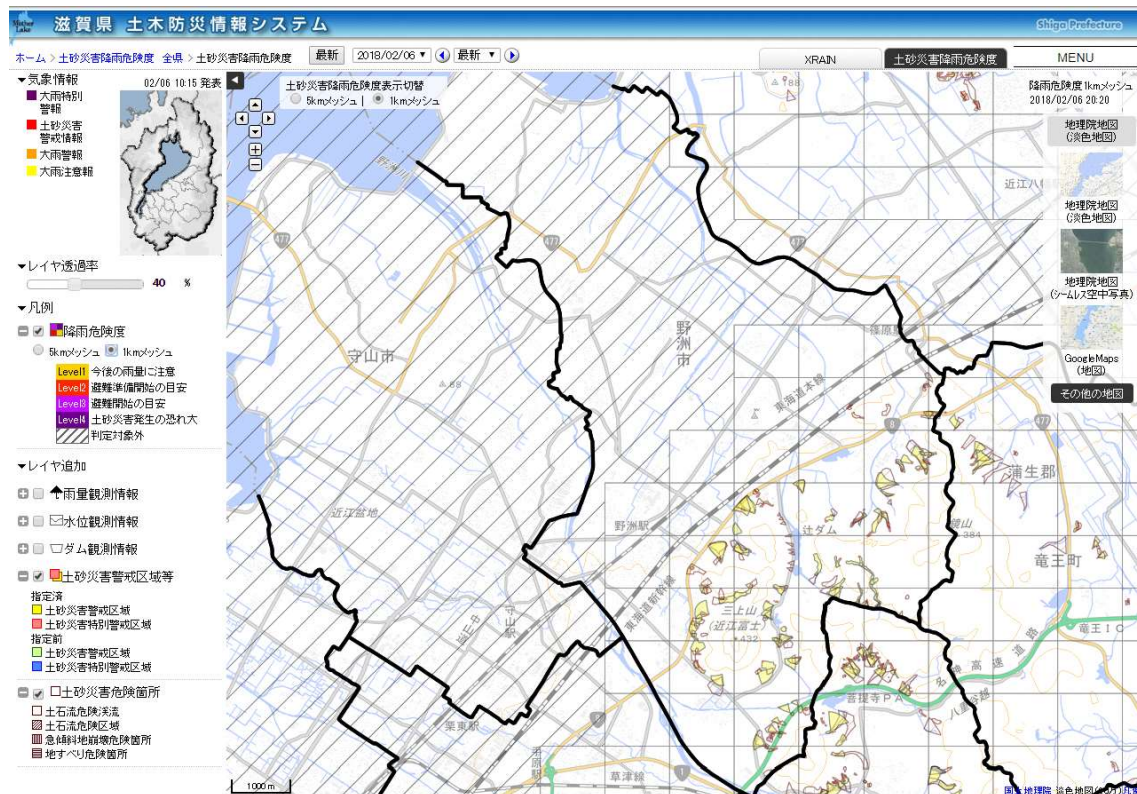
土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としており、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではなく、市町を単位として発表される。

滋賀県では、県のホームページに土木防災情報システムを開設し、その中で土砂災害警戒情報を補足する土砂災害降雨危険度を発表している。土砂災害の危険度が高まっているエリアを5kmのメッシュ単位でその危険度を4つに区分している。

【土砂災害降雨危険度の区分】

区 分	内 容
今後の雨量に注意 (黄色で表示)	現在又は2時間先までの降雨予測結果が、大雨や土砂災害に注意を要する降雨水準に達した時です。大雨等の気象情報の収集を開始し、周囲の溪流や斜面の状況に注意して下さい。
避難準備開始の目安 (赤色で表示)	現在又は2時間先までの降雨予測結果が、大雨や土砂災害に警戒を要する降雨水準に達した時です。非常時の持ち出し品や避難経路の確認を行い、早めに避難できるように準備を開始して下さい。土砂災害のおそれがある地域にお住まいで、避難に時間を要する方は安全な場所へ避難して下さい。
避難開始の目安 (薄紫色で表示)	今後1～2時間以内に、土砂災害が発生する降雨水準に達する見込みがある時です。土砂災害のおそれがある地域にお住まいの方は、安全な場所へ避難して下さい。
土砂災害発生のおそれ大 (紫色で表示)	現在、土砂災害が多発する降雨水準に達した時です。土砂災害のおそれがある地域にお住まいの方は、すみやかに安全な場所へ避難して下さい。

＜土砂災害降雨危険度の 1 km メッシュ（野洲市）＞



※出典：滋賀県土木防災情報システム 土砂災害降雨危険度
<http://shiga-bousai.jp/dosya/mesh/SoilWarningMesh.php?day=2017-12-01&time=15:40&id1=11&id2=0&id3=0&id4=0&sid=0>

④ その他周辺状況

巡回又は異常発見者により提供される次に示す土砂災害の前兆現象。

【様々な土砂災害前兆現象例】

土石流	・ 近くて山崩れ、土石流が発生している ・ 立木の裂ける音や巨レキの流れる音が聞こえる ・ 溪流の流水が急に濁りだしたり、流木等が混ざっている ・ 降雨が続いているにもかかわらず、水位が急激に減少し始める ・ 異様な山鳴りがする ・ 異様な臭いがする ・ 溪流付近の斜面が崩れだしたり、落石等が発生している ・ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず、低下しない
崖崩れ	・ 斜面に亀裂ができる ・ 小石が斜面からぱらぱらと落ち出す ・ 斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる ・ 斜面にはらみがみられる ・ 普段澄んでいる湧き水が濁ってきた、水の吹き出しがみられる ・ 湧き水の急激な増加、あるいは減少・枯渇が認められる

(2) 避難勧告等発令の判断基準

避難準備情報発令の判断の基準は、以下表によるものとするが、今後の気象予測や土砂災害危険箇所周辺の巡視報告、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等を本部会議に諮り、総合的に判断する。

【土砂災害に関する避難勧告等発令の判断基準】

区 分	基 準
区域名	野洲・篠原・三上地区
対象地区	小篠原・入町・大篠原・北桜・南桜・三上・妙光寺地区
避難準備・ 高齢者等 避難開始	大雨警報（土砂災害）が発表され、以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する。 ・近隣で前兆現象（湧き水、地下水の濁りや量の変化）が発見されたとき ・土砂災害降雨危険度の「避難準備開始の目安」が市域のいずれかのエリアで表示されたとき
避難勧告	土砂災害警戒情報が発表され、以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する。 ・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）の発見等 ・土砂災害降雨危険度の「避難開始の目安」が市域のいずれかのエリアで表示されたとき
避難指示 （緊急）	土砂災害警戒情報が発表され、以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する。 ・近隣で土砂災害が発生又は土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、立木の流出、斜面の亀裂等）の発見等 ・土砂災害降雨危険度の「土砂災害発生の恐れ」が市域のいずれかのエリアで表示されたとき

※降雨危険度が同時に複数の区分が表示されたときは、危険度の高い方を基準とする。

4. 避難勧告等の伝達方法

(1) 避難勧告等の伝達内容

避難勧告等の発令を判断したあとは、避難すべき区域の住民に対し、その情報を伝達する。

伝達内容は、発令日時、発令者、対象地域及び対象者、避難すべき理由、危険の度合い、避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）の別、避難の時期、避難場所、避難の経路（通行不能箇所）、住民のとるべき行動や注意事項等とする。

なお、地域住民への情報伝達内容は、避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）の別に以下伝達文例を参考とする。

① 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文例

こちらは、野洲市役所です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難準備・高齢者等避難開始を出しました。お年よりの方等避難に時間がかかる方は、ただちに〇〇〇〇へ避難してください。また、その他の方も避難の準備をはじめてください。なお、避難する際は、山や川に近寄らないようにしましょう。

② 避難勧告の伝達文例

こちらは、野洲市役所です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難勧告を出しました。ただちに〇〇〇〇へ避難してください。なお、避難する際は、山や川に近寄らないようにしましょう。

③ 避難指示（緊急）の伝達文例

こちらは、野洲市役所です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示（緊急）を出しました。大変危険な状況です。避難中の方は、ただちに〇〇〇〇への避難を完了してください。十分な時間がない方は、近くの安全な建物に避難してください。

(2) 避難勧告等の伝達手段・伝達先

① 地域住民への伝達

- ・野洲市防災行政無線
- ・広報車によるマイク放送
- ・戸別の口頭伝達
- ・自主防災組織（自治会）の会長へ連絡（電話・FAX）
- ・インターネット
- ・緊急速報メール

② 避難行動要支援者・福祉関係機関への伝達

- ・支援者の事前登録者へ連絡（電話・FAX）
- ・避難行動要支援者の事前登録者へ連絡（電話・FAX）
- ・避難行動要支援者の避難所となる施設へ連絡（電話・FAX）
- ・要配慮者利用施設へ施設所管課から連絡（電話・FAX）

③ 防災関係機関への伝達

- ・消防団長へ連絡（電話・FAX）
- ・滋賀県総合防災課へ連絡（電話・FAX）
- ・守山警察署へ連絡（電話・FAX）
- ・湖南広域行政組合消防本部へ連絡（電話・FAX）
- ・琵琶湖河川事務所へ連絡（電話・FAX）
- ・NHK大津放送局へ連絡（電話・FAX）

■参考資料－11 水害避難勧告等判断・伝達マニュアル

1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

対象とする災害は、野洲川、日野川の破堤・越水氾濫及び琵琶湖の増水による氾濫とし、水防法第10条の4の規定に基づき指定された、野洲川、日野川、琵琶湖の浸水想定区域に対する警戒避難体制を定める。

(1) 野洲川破堤・越水氾濫

野洲川の破堤・越水氾濫に警戒が必要な地域は、兵主学区、中里学区、野洲学区、北野学区、三上学区のほぼ全域であり、局地的に1m以上の浸水が想定される区域もある。

【直轄区間重要水防区域】

河川名	左右岸の別	種別	重要度	地先名	距離杭	距離(m)	対象とする流量(m³/s)	対象とする水位を現河道に流した時の水位	現堤防高	計画堤防余裕高	担当出張所	摘要
野洲川	左岸	旧川跡	要注意	野洲地先	6.80 ～8.00	1,200	4,500	102.01	104.29	1.50	野洲川	
野洲川	右岸	旧川跡	要注意	守山市新庄町～野洲市市三宅地先	4.80 ～7.80	3,000	4,500	101.82	105.15	1.50	野洲川	
野洲川	右岸	旧川跡	要注意	野洲地先	8.20+ 100 付近	—	4,500	102.39	105.48	1.50	野洲川	
野洲川	右岸	旧川跡	要注意	三上地先	9.60+ 50 付近	—	4,500	105.47	108.18	1.50	野洲川	
野洲川	右岸	旧川跡	要注意	三上地先	9.80+ 70 付近	—	4,500	106.00	108.79	1.50	野洲川	
野洲川	右岸	旧川跡	要注意	三上地先	10.20+ 150 付近	—	4,500	106.79	109.36	1.50	野洲川	
野洲川	右岸	漏水すべり	B	野洲市三上地先	10.50 ～11.20	700	4,500	107.38	110.62	1.50	野洲川	
野洲川	左右岸	工作物	B	野洲地先	8.2+ 153.30	—	4,500	102.39	105.10	1.50	野洲川	桁下高不足 野洲川橋

資料：琵琶湖河川事務所資料（H29.3）

(2) 日野川破堤・越水氾濫

日野川の破堤・越水氾濫に警戒が必要な地域は、兵主学区、中里学区、祇王学区、篠原学区の北部一帯であり、局地的に1m以上の浸水が想定される区域もある。

【県指定区間重要水防区域（特に重要な水防区域）】

番号	河川名	左右岸	区域	延長 (m)	理由	防御 すべき 施設	対 策 水防工法
58	日野川	左岸	光善寺川合流部から近江八幡までの左岸	820	中長期河川計画に達成しない。 過去に水害実績あり（予水防）	人家 580 戸	月の輪工 木流し工

資料：平成 29 年度滋賀県水防計画（資料編）

【県指定区間重要水防区域（重要水防区域）】

番号	河川名	左右岸	区 域	延長 (m)
55	家棟川	左右岸	J R 琵琶湖線から東海道新幹線まで	2,400
57	光善寺川	左右岸	日野川合流点より国道 8 号まで	4,400
58	日野川	左岸	仁保橋から近江八幡までの左岸	1,150
210	新川	左右岸	県道大津能登川長浜線より下流両岸 930m	1,860
211	中ノ池川	左右岸	東込田川合流点から東海道新幹線まで	3,400
212	妓王井川	左右岸	中ノ池川合流点より始点まで（全川）	3,000

資料：平成 29 年度滋賀県水防計画（資料編）

【県指定区間重要水防区域（要水防区域）】

番号	河川名	左右岸	区 域	延長 (m)
55	家棟川	左右岸	J R 琵琶湖線下流 100m から上の市川合流点まで	2,800
56	大堀川	左右岸	中ノ池川合流点より 550m	1,100
57	光善寺川	左右岸	日野川合流点より国道 8 号まで	4,400
58	日野川	左岸	大畑橋から近江八幡市境界まで 4,600m	4,600
210	新川	左右岸	県道大津能登川長浜線より下流両岸 930m	1,860
211	中ノ池川	左右岸	東込田川合流点から東海道新幹線まで	3,400
212	妓王井川	左右岸	中ノ池川合流点より始点まで（全川）	3,000

資料：平成 29 年度滋賀県水防計画（資料編）

(3) 琵琶湖越水氾濫

琵琶湖の越水氾濫に警戒が必要な地域は、兵主学区、中里学区のほぼ全域と祇王学区、篠原学区の一部地域であり、1 m 以上の浸水が想定される区域は広大である。

しかしながら、集落の分布は、ほぼ 50cm 未満の浸水が想定される区域にのみ限定される。

2. 避難すべき区域

野洲川、日野川の氾濫、琵琶湖の増水による浸水想定区域をもとに、1 m 以上の浸水が予想される区域を避難すべき区域とし、以下のように警戒避難単位を設定した。ここで設定した警戒避難単位とは、洪水害に関して同様の被害形態が予想され、警戒活動あるいは避難時に同一の行動をとることが考えられる区域を 1 単位としている。

【避難すべき区域】

避難区域 (避難勧告等の発令単位)	対象地区	1 m 以上の浸水が 予想される河川	備考
野洲学区	小篠原（西部）	野洲川	
北野学区	市三宅	野洲川	
三上学区	三上	野洲川	
	近江富士	野洲川	
祇王学区	北	日野川	
篠原学区	小南	日野川	
	高木	日野川	
	入町	日野川	
兵主学区	須原	野洲川	
中里学区	比留田	日野川	

(1) 要避難人口

避難施設の検討や避難誘導方法の検討にあたっては、収容若しくは誘導すべき人員の推定が問題となる。そこで、定めた対象地区毎に、危険区域に存在する保全対象人家戸数を整理し、要避難人口を推定した。ただし、対象地区は概ね全戸が少なからず浸水することから、対象地区の全世帯を要避難人口とし、住民基本台帳（平成29年）の行政区別人口をもとに概数を整理した。

【要避難人口】

避難区域 (避難勧告等の発令単位)	対象地区	要避難世帯	要避難人口	備考
野洲学区	小篠原（西部）	934	2,043	
北野学区	市三宅	1,055	2,585	
三上学区	三上	62	173	
	近江富士	800	1,950	
祇王学区	北	174	525	
篠原学区	小南	231	733	
	高木	98	318	
	入町	53	170	
兵主学区	須原	89	291	
中里学区	比留田	331	1,057	

(2) 指定避難所

指定避難所は、次の条件を勘案して設定する。

- ・ 保全対象・人家等からできる限り近距離にあること
- ・ 収容人員が十分であること
- ・ 鉄筋コンクリート等の堅牢な構造で、2階建て以上

また、浸水想定区域内の住民等は、洪水予報が発表された場合、越水や破堤の危険を感じた場合等には、堅牢な建物の上階又はあらかじめ自分で探しておいた知人宅や高台等に自主避難する。

【浸水想定区域に対する指定避難所】

避難区域 (避難勧告等の 発令単位)	対象地区	指定避難所	備考
野洲学区	小篠原（西部）	野洲小学校（収容人員：327人） 野洲市人権センター （収容人員：340人）	
北野学区	市三宅	北野小学校（収容人員：317人）	
三上学区	三上	三上小学校（収容人員：288人）	
	近江富士	三上小学校（収容人員：288人）	
祇王学区	北	野洲北中学校 （収容人員：1,694人）	
篠原学区	小南	篠原小学校（収容人員：306人）	
	高木	篠原小学校（収容人員：306人）	
	入町	篠原小学校（収容人員：306人）	
兵主学区	須原	中主中学校（収容人員：940人） さざなみホール （収容人員：919人）	
中里学区	比留田	中主小学校（収容人員：280人）	

3. 避難勧告等の発令の判断基準

（1）避難勧告等発令の判断のための情報

市は、河川氾濫等に対する避難勧告等発令の判断のために必要な以下情報の把握に努める。

① 雨量情報

次の雨量計の観測記録や気象庁のレーダーアメダス合成値等気象予測情報。

【雨量計現況】

観測所名	位置	自記定量	管理者	観測者
野洲川	野洲	テレメータ	琵琶湖河川事務所	同左職員
野洲	小篠原（市役所）	自記	南部土木事務所	市職員

資料：道路河川課

② 河川水位情報

国や県では、以下の観測所において水位を観測しており、それぞれの観測所ごとに、氾濫注意水位等の基準を定めている。

【量水標現況】

河川名	名 称	位 置	水防団 待機 水位 (通報)	氾濫 注意 水位 (警戒)	避難 判断 水位 (特別 警戒)	氾濫 危険 水位 (危険)	管理者名
日野川	仁保橋 (テレメーター)	小南（仁保橋下 流側柱脚部）	-0.17m	0.93m	—	—	滋賀県 (南部土木)
	桐原橋 (テレメーター)	近江八幡市安養 寺町（桐原橋下 流側柱脚部）	1.8m	3.0m	3.8m	5.1m	滋賀県 (東近江土木)
野洲川	野洲 (テレメーター)	野洲（野洲川橋 下流左岸 300m 地点）	2.5m	3.5m	4.3m	4.8m	国土交通省
野洲川	野洲川 河川公園	三上（野洲川河 川公園内 400m トラック第 2 コ ーナー付近）	1.5m	2.0m	—	—	野洲市
童子川	一本橋 (テレメーター)	永原（一本橋上 流側柱脚部）	0.65m	1.5m	—	—	滋賀県 (南部土木)

出典：平成 29 年度野洲市水防計画書

③ 洪水予報

琵琶湖、野洲川（下流）、日野川は、いずれも洪水予報河川であるが、野洲川（下流）は、国（琵琶湖河川事務所）と彦根地方気象台が、又琵琶湖と日野川は、県と彦根地方気象台が共同で洪水予報を実施する河川である。

平成 19 年 4 月より一級河川において、河川管理者等が洪水予報を発表する際の水位の表現等が変更された。また、市町が避難勧告等の発令を行う際に判断しやすい情報の提供を行っている。

氾濫警戒情報等は、県ホームページの滋賀県土木防災情報システムで入手する。土木情報システムでは、国管理河川に関する情報も得ることができる。

【洪水予報の種類】

危険度 レベル	洪水予報 の種類	洪水予報 の標題	市町や住民が必要 な避難行動等	(参考) 発表の基準
5	洪水警報	氾濫発生 情報	逃げ遅れた住民の 救助等	氾濫が発生した時
4	洪水警報	氾濫危険 情報	住民の避難の完了	予報基準地点の水位が『氾濫危険水位』に 達した時
3	洪水警報	氾濫警戒 情報	市町は避難勧告等 の発令を、住民は 避難を判断	予報基準地点の水位がおおよそ 3 時間後に 『氾濫危険水位』に達することが予想され る時又は予報基準地点の水位が『避難判断 水位』に達し、さらに水位の上昇が見込ま れる時
2	洪水注意 報	氾濫注意 情報	水防団の出動、市 町は避難準備情報 の発令を判断	予報基準地点の水位が『氾濫注意水位』に 達し、さらに水位の上昇が見込まれる時
1			水防団（消防団） の準備	予報基準地点の水位が『水防団待機水位』 に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時

滋賀県ホームページより

④ その他周辺状況

その他河川、堤防、水門等の巡回により確認できる水位状況等。

(2) 避難勧告等発令の判断基準

避難勧告等の発令は、原則は以下表のとおりとするが、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めるとともに、巡視等により自ら収集する情報や避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等も考慮しつつ、総合的な判断を行う。

【野洲川氾濫に関する避難勧告等発令の判断基準】

河川名	野洲川
対象地区	野洲、北野、三上、兵主、中里
避難準備・ 高齢者等 避難開始	- 洪水予報区間に『氾濫注意情報（氾濫注意水位到達）』が発表され、さらに水位の上昇が見込まれるとき - 避難判断水位に達した時
避難勧告	以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する。 - 洪水予報区間に『氾濫警戒情報（避難判断水位到達）』が発表され、さらに水位の上昇が見込まれるとき - 氾濫危険水位に達した時 - 河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認したとき
避難指示 （緊急）	以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する。 - 洪水予報区間に『氾濫危険情報（氾濫危険水位到達）』が発表され、さらに水位の上昇が見込まれるとき - 洪水予報区間で氾濫が発生し、『氾濫発生情報』が発表されたとき - 決壊等を確認したとき - 河川管理施設の大規模異常（堤体本体の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき

【日野川氾濫に関する避難勧告等発令の判断基準】

河川名	日野川 水位観測所（仁保橋、桐原橋）
対象地区	祇王、篠原、兵主、中里
避難準備・ 高齢者等 避難開始	・洪水予報区間に『氾濫注意情報（氾濫注意水位到達）』が発表され、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・避難判断水位に達した時
避難勧告	以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する。 ・洪水予報区間に『氾濫警戒情報（避難判断水位到達）』が発表され、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に達した時 ・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認したとき
避難指示 （緊急）	以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する。 ・洪水予報区間に『氾濫危険情報（氾濫危険水位到達）』が発表され、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・洪水予報区間で氾濫が発生し、『氾濫発生情報』が発表されたとき ・決壊等を確認したとき ・河川管理施設の大規模異常（堤体本体の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき

【琵琶湖氾濫に関する避難勧告等発令の判断基準】

河川名	琵琶湖
対象地区	兵主、中里
避難準備・ 高齢者等 避難開始	・洪水予報区間に『氾濫注意情報（氾濫注意水位到達）』が発表され、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・避難判断水位に達した時
避難勧告	以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する。 ・洪水予報区間に『氾濫警戒情報（避難判断水位到達）』が発表され、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に達した時 ・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認したとき
避難指示 （緊急）	以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する。 ・洪水予報区間に『氾濫危険情報（氾濫危険水位到達）』が発表され、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・洪水予報区間で氾濫が発生し、『氾濫発生情報』が発表されたとき ・決壊等を確認したとき ・河川管理施設の大規模異常（堤体本体の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき

4. 避難勧告等の伝達方法

(1) 避難勧告等の伝達内容

避難勧告等の発令を判断したあとは、避難すべき区域の住民に対し、その情報を伝達する。

伝達内容は、発令日時、発令者、対象地域及び対象者、避難すべき理由、危険の度合い、避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）の別、避難の時期、避難場所、避難の経路（通行不能箇所）、住民のとるべき行動や注意事項等とする。

なお、地域住民への情報伝達内容は、避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）の別に以下伝達文例を参考とする。

① 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文例

こちらは、野洲市役所です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難準備・高齢者等避難開始を出しました。お年よりの方等避難に時間がかかる方は、ただちに〇〇〇〇へ避難してください。また、その他の方も避難の準備をはじめてください。なお、避難する際は、山や川に近寄らないようにしましょう。

② 避難勧告の伝達文例

こちらは、野洲市役所です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難勧告を出しました。ただちに〇〇〇〇へ避難してください。なお、避難する際は、山や川に近寄らないようにしましょう。

③ 避難指示（緊急）の伝達文例

こちらは、野洲市役所です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示（緊急）を出しました。大変危険な状況です。避難中の方は、ただちに〇〇〇〇への避難を完了してください。十分な時間がない方は、近くの安全な建物に避難してください。

(2) 避難勧告等の伝達手段・伝達先

① 地域住民への伝達

- ・野洲市防災行政無線
- ・広報車によるマイク放送
- ・戸別の口頭伝達
- ・自主防災組織（自治会）の会長へ連絡（電話・FAX）
- ・インターネット
- ・緊急速報メール

② 避難行動要支援者・福祉関係機関への伝達

- ・支援者の事前登録者へ連絡（電話・FAX）
- ・避難行動要支援者の事前登録者へ連絡（電話・FAX）
- ・避難行動要支援者の避難所となる施設へ連絡（電話・FAX）
- ・要配慮者利用施設へ施設所管課から連絡（電話・FAX）

③ 防災関係機関への伝達

- ・消防団長へ連絡（電話・FAX）

- ・ 滋賀県総合防災課へ連絡（電話・FAX）
- ・ 守山警察署へ連絡（電話・FAX）
- ・ 湖南広域行政組合消防本部へ連絡（電話・FAX）
- ・ 琵琶湖河川事務所へ連絡（電話・FAX）
- ・ NHK 大津放送局へ連絡（電話・FAX）

■参考資料－12 消防庁火災・災害等即報要領

【即報基準（県への報告）】

区 分	事 項	種 別	基 準
火 災 等 即 報	一般基準	火 災 特定の事故	1) 死者 3 人以上生じたもの 2) 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの
	個別基準	火 災	建 物 火 災 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災 2) 高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災 4) 建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災 5) 損害額 1 億円以上と推定される火災
			林 野 火 災 1) 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの 2) 空中消火を要請したもの 3) 住家等への延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
			交通機関の火 災 1) 航空機火災 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 3) トンネル内車両火災 4) 列車火災
			そ の 他 以上に掲げるものの他、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの
		石油コンビナート等 特別防災区域内の事故	1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏洩で応急措置を必要とするもの 3) 特定事業所内の火災（(1) 以外のもの）
		危険物に係る事故	1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの 2) 負傷者が 5 名以上発生したもの 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの 4) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏洩事故 5) 海上、河川への危険物等流出事故 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏洩事故
		原子力災害等	1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏洩があったもの 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの 3) 原子力災害対策特別措置法第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏洩があったもの
		そ の 他 特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏洩等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
	社会的 影響基準	一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合。	

区 分	事 項	種 別	基 準
即 救 急 救 助 事 故 報	1) 死者 5 人以上の救急事故 2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故 3) 要救助者が 5 人以上の救助事故 4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故		
武 力 攻 撃 災 害 報	1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第 25 条第 1 項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に順ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態		
災 害 報	一 般 基 準	1) 災害救助法の適用基準に合致するもの 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの 3) 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので、1 の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの	
		地 震	地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度 4 以上を記録したもの
	個 別 基 準	津 波	津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
		風 水 害	1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
		雪 害	1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
		火山災害	1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制を行ったもの 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
	社 会 的 影 響 基 準	一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。	

【直接即報基準（消防庁及び県への報告）】

区 分	種 別	基 準
火 災 等 即 報	交通機関の火災	1) 航空機火災 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 3) トンネル内車両火災 4) 列車火災
	石油コンビナート等特別防災区域内の事故	1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏洩で応急措置を必要とするもの
	危険物に係る事故	1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの 2) 負傷者が5名以上発生したもの 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの 4) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏洩事故で、次に該当するもの ①海上、河川へ危険物等が流出し防除・回収等の活動を要するもの ②500キログラム以上のタンクからの危険物等の漏洩等 5) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏洩で、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの 6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害	1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏洩があったもの 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの 3) 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏洩があったもの
救急救助事故即報		死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 2) バスの転落等による救急・救助事故 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃災害即報		1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第4項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に順ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
災害即報		地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

■参考資料－13 文化財災害予防計画

野洲市の指定文化財を取りまとめた。資料は、野洲市ホームページ（平成23年6月27日現在）を用いた。

【国指定文化財】

●建造物

種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者・管理者
国宝 建81	明治32年4月5日	御上神社本殿	1棟	鎌倉後期	三上838	御上神社
追加	昭和17年11月22日	附 厨子	1基			
国宝 建209	明治34年8月2日	大笹原神社本殿	1棟	室町	大篠原2375	大笹原神社
追加	昭和36年4月27日	附 棟札	11枚			
重要文化財 建88	明治32年4月5日	御上神社拝殿	1棟	鎌倉後期	三上838	御上神社
重要文化財 建89	明治32年4月5日	御上神社楼門	1棟	室町	三上838	御上神社
重要文化財 建239	明治35年7月31日	生和神社本殿	1棟	室町前期	富波乙631-1	生和神社
追加	昭和56年6月5日	附 棟札	2枚			
重要文化財 建691	大正6年4月5日	稻荷神社境内社古宮神社本殿	1棟	室町中期	小篠原768-1	稻荷神社
重要文化財 建873	昭和6年1月19日	御上神社摂社若宮神社本殿	1棟	鎌倉後期	三上838	御上神社
重要文化財 建874	昭和6年1月19日	大笹原神社境内社篠原神社本殿	1棟	室町	大篠原2375	大笹原神社
追加	昭和56年6月5日	附 棟札	1枚			
重要文化財 建1049	昭和18年6月9日	大行事神社本殿	1棟	室町中期	久野部267	大行事神社
重要文化財 建1063	昭和19年9月5日	日吉神社本殿	1棟	鎌倉後期	小篠原140	日吉神社
重要文化財 建1118	昭和24年2月18日	生和神社末社春日神社本殿	1棟	鎌倉後期	富波乙631-1	生和神社
重要文化財 建1191	昭和28年3月31日	圓光寺本堂	1棟	鎌倉	久野部266	圓光寺
追加	昭和58年1月7日	附 棟札	1枚			
		鬼瓦	2個			
		板絵図	1組			
重要文化財 建1485	昭和36年3月23日	圓光寺九重塔	1棟	鎌倉	久野部266	圓光寺
重要文化財 建1506	昭和36年6月7日	春日神社神門	1棟	室町	高木652	春日神社
重要美術品	昭和23年4月27日	石造層塔	1基	鎌倉	永原690	常念寺

● 絵画

種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者・管理者
重要文化財 絵 1909	平成3年6月21日	絹本著色如意輪観音像	1幅	鎌倉	六条524	法蔵寺〔琵琶文館寄託〕

● 彫刻

種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者・管理者
重要文化財 彫 530	明治42年4月5日	木造薬師如来坐像	1軀	平安	永原	薬師堂旧蔵 観音寺(草津市芦浦町)
重要文化財 彫 540	明治42年4月5日	木造阿弥陀如来坐像	1軀	鎌倉	市三宅1835	安楽寺
重要文化財 彫 541	明治42年4月5日	木造聖観音立像	1軀	平安	市三宅1835	安楽寺
重要文化財 彫 542	明治42年4月5日	木造地藏菩薩立像	1軀	平安	小篠原427	真福寺〔野洲歴民寄託〕
重要文化財 彫 543	明治42年4月5日	木造阿弥陀如来坐像	1軀	平安	久野部266	円光寺
重要文化財 彫 544	明治42年4月5日	木造狛犬	1 対	平安	三上838	御上神社〔京博勸告出品〕
重要文化財 彫 545	明治42年4月5日	木造薬師如来坐像	1軀	平安	妙光寺234	宗泉寺
重要文化財 彫 546	明治42年4月5日	木造毘沙門天立像	1軀	平安	妙光寺234	宗泉寺
重要文化財 彫 547	明治42年4月5日	木造不動明王及両童子立像	3軀	鎌倉	妙光寺234	宗泉寺
重要文化財 彫 548	明治42年4月5日	木造阿弥陀如来坐像	1軀	平安	南桜2227	聖応寺〔琵琶文館寄託〕
重要文化財 彫 549	明治42年4月5日	銅造観世音菩薩立像	1軀	奈良	南桜2365	報恩寺〔京博承認出品〕
重要文化財 彫 554	明治42年9月21日	木造毘沙門天立像	1軀	平安	六条524	法蔵寺
重要文化財 彫 555	明治42年9月21日	木造薬師如来坐像	1軀	平安	須原887	西徳院
重要文化財 彫 556	明治42年9月21日	木造聖観音立像	1軀	平安	井口524	仏法寺
重要文化財 彫 557	明治42年9月21日	木造毘沙門天立像	1軀	平安	比江1191	蓮乗寺
重要文化財 彫 558	明治42年9月21日	木造阿弥陀如来坐像	1軀	平安	乙窪191	仏性寺

種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者・管理者
重要文化財 彫 559	明治42年9月21日	木造十一面観音立像	1 軀	平安	比留田643	蓮長寺
重要文化財 彫 560	明治42年9月21日	木造薬師如来坐像	1 軀	平安	比留田852	西得寺
重要文化財 彫 563	明治42年4月5日	木造薬師如来立像	1 軀	鎌倉	大篠原2758	岩蔵寺
重要文化財 彫 564	明治42年4月5日	木造聖観音立像	1 軀	平安	小南1912	来迎寺
重要文化財 彫 565	明治42年4月5日	木造阿弥陀如来立像	1 軀	鎌倉	永原690	常念寺

●工芸品

種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者・管理者
重要文化財 工 730	昭和31年6月28日	白絹包腹巻	1 具	南北朝	五条 566	兵主神社[一部京博寄託]
		附 鍍銀簪	1 隻			
		手金具	1 双			
		鍍銀臙当	1 双			
		茜威喉輪	1 掛			
		白生絹 小袖	1 領			
		萌黄地白茶格子生絹小袖	1 隻			
		綵帯	1 条			
重要美術品	昭和9年5月18日	唐櫃	1 合			※観応二年九月四日墨書
		革箆	1 口	鎌倉	五条 566	兵主神社
重要美術品	昭和9年5月18日	附 黒漆矢	6 隻			[底裏に大永四年卯月廿七日の墨書]
		錦包箆	1 口	室町	五条 566	兵主神社
重要美術品	昭和17年5月30日	附 黒漆矢	6 隻	室町	五条 566	兵主神社
重要美術品	昭和17年5月30日	梓弓	1 張	室町	五条 566	兵主神社
重要美術品	昭和17年5月30日	伏竹弓	1 張	室町	五条 566	兵主神社
重要美術品	昭和17年5月30日	黒漆弓	1 張	室町	五条 566	兵主神社
重要美術品	昭和17年5月30日	木造唐鞍神馬口取添	1 頭	鎌倉	五条 566	兵主神社
重要美術品	昭和17年5月30日	木造神馬	1 頭	鎌倉	五条 566	兵主神社[琵琶文館寄託]
重要美術品	昭和23年4月29日	石造燈籠	1 基	鎌倉	妙光寺 234	宗泉寺

●古文書

種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者・管理者
重要文化財 文686	平成23年6月27日	滋賀県西河原遺跡群出土木簡	31点	飛鳥～平安	小篠原2100-1	野洲市[野洲歴史民保管]

●史跡・名勝・天然記念物

種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者・管理者
史跡	昭和16年12月13日	大岩山古墳群	8基 28,317 m ²	古墳	小篠原・富波甲・富波乙・辻町	野洲市
	昭和60年2月7日	富波古墳				
		古富波山古墳				
		天王山古墳				
		亀塚古墳				
		大塚山古墳				
		円山古墳				
		甲山古墳				
		宮山二号墳				
名勝	昭和28年3月31日	兵主神社庭園	6,882 m ²	鎌倉	五条566	兵主神社
	平成8年11月1日		計 21,688 m ²	平安		

●選定保存技術の選定

名称	認定年月日	保持者（認定）	所在地
本藍染	平成8年5月10日	森 義男	小篠原

●無形民俗文化財

区分	指定年月日	名称	所在地	保護団体
重要無形民俗文化財	平成17年2月21日	三上のずいき祭	三上	ずいき祭保存会

【県指定文化財】

種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者
建造物17	昭和35年1月20日	御上神社摂社 三宮神社本殿	1棟	室町	三上838	御上神社
建造物29	昭和41年7月4日	兵主大社楼門	1棟	室町	五条566	兵主神社
		一間一戸楼門、入母屋造、檜皮葺				(地垂木墨書：天文19)
		附 翼廊	2棟			
		右翼廊	(1棟)			
		左翼廊	(1棟)			
建造物47	昭和57年3月31日	菅原神社神門	1棟	室町後期	永原1041	菅原神社
建造物77	平成8年3月29日	錦織寺御影堂・表門	2棟	江戸	木部826	錦織寺
		御影堂	(1棟)			(1917屋根葺替修繕の記)
		附 棟札 「元禄14」	4枚			
		表門	(1棟)	江戸後期		
		附 棟札	1枚			
絵画33	平成4年3月31日	絹本著色両界曼荼羅図	2幅	南北朝	三上838	御上神社[野洲歴民寄託]
絵画41	平成21年11月25日	絹本著色熊野曼荼羅図	1幅	鎌倉	木部826	錦織寺[奈博寄託]
彫刻11	昭和41年7月4日	木造地藏菩薩坐像 (貞和6年墨書)	1軀	南北朝	久野部266	圓光寺[琵琶文館寄託]
彫刻12	昭和41年7月4日	木造地藏菩薩坐像 (貞和6年墨書)	1軀	南北朝	久野部266	圓光寺
彫刻67	平成6年3月31日	木造阿弥陀如来坐像 (貞應元年朱書)	1軀	鎌倉	永原674	福泉寺
工芸品1	昭和32年8月26日	木造相撲人形(力士2、行司1)	1組	鎌倉	三上838	御上神社[琵琶文館寄託]
工芸品55	平成23年3月24日	鰐口 [刻銘] 天正18	1口	桃山	五条566	兵主神社
書跡5	昭和47年4月1日	大般若經(宋版)	600帖	宋	南桜1	野蔵神社

種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者
書跡22	昭和63年3月31日	大般若波羅蜜多經(矢放神社保管)	524帖	平安・鎌倉	五条566	兵主神社〔野洲歴民寄託〕
		附 識語等断簡				
書跡37	平成9年3月31日	六角氏式目	1冊	江戸	三上	[安土博寄託]
書跡55	平成13年3月19日	御上神社文書	265点	室町～明治	三上838	御上神社〔野洲歴民寄託〕
無形文化財14	平成9年3月31日	(木竹工) 竹工芸			吉地	杉田春男(杉田静山)
無形民俗文化財(選択)	平成2年3月31日	三上のずいき祭り 10月9日～14日の祭礼に行われるもの				ずいき祭保存会

【市指定文化財】

種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者
建造物	昭和48年12月17日	大行事神社摂社 野上神社本殿	1棟	室町	久野部267	大行事神社
建造物	昭和48年12月17日	石造宝篋印塔	1基	鎌倉	小篠原216	宝樹寺
建造物	昭和48年12月17日	石造宝塔	1基	室町	北桜692	多聞寺
建造物	昭和63年9月1日	兵主神社本殿〔棟札〕寛永20	1棟	江戸	五条566	兵主神社
建造物	平成6年3月25日	石造宝篋印塔	1基	室町	北桜724	多聞寺
建造物	平成6年3月25日	石造五重層塔	1基	鎌倉	南桜2365	報恩寺
建造物	平成7年3月31日	石造三重塔	1基	鎌倉	比江1190	蓮乗寺
建造物	平成7年3月31日	石造宝篋印塔	1基	鎌倉	井口480	佛法寺
建造物	平成7年3月31日	石造五重塔	1基	鎌倉	六条524	法蔵寺
建造物	平成15年3月7日	石造宝塔	1基	南北朝	五条566	兵主神社
建造物	平成15年3月7日	石造七重塔	1基	鎌倉	須原253	苗田神社
建造物	平成15年3月7日	石造五重塔	1基	鎌倉	比江1107	仏眼寺
建造物	平成15年3月7日	石造宝塔	1基	鎌倉	井口520	千原神社
建造物	平成15年3月7日	石造宝塔	1基	鎌倉	吉川1399	安楽寺
建造物	平成15年3月7日	石造宝篋印塔	1基	鎌倉	比留田934	蓮長寺
建造物	平成15年3月7日	石造宝篋印塔	1基	南北朝	比留田645-1	比留田薬師寺

種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者
建造物	平成15年3月7日	石造宝篋印塔	1基	室町	比留田852	西得寺
絵画	昭和48年12月17日	絹本著色釈迦十六善神図画軸	1幅	南北朝	南桜1	野蔵神社
絵画	昭和50年3月3日	紙本著色永原筑前守重頼像	1幅	室町	永原690	常念寺
絵画	昭和50年3月3日	紙本著色永原筑前守重頼側室像	1幅	江戸	永原690	常念寺
絵画	昭和50年3月3日	紙本著色永原越前守重虎像	1幅	江戸	永原690	常念寺
絵画	昭和50年3月3日	紙本著色永原越前守重虎像	1幅	室町	中北	[野洲歴民寄託]
絵画	昭和50年3月3日	紙本著色永原筑前守重頼側室像	1幅	室町	中北	[野洲歴民寄託]
絵画	平成5年6月1日	紙本金地著色名所図	14面	江戸	木部826	錦織寺
絵画	平成10年9月29日	絹本著色方便法身尊像	1幅	桃山	小南1415	悲願寺
絵画	平成14年3月25日	紙本著色仏涅槃図	1幅	室町	三上1383	西養寺 [京博寄託]
彫刻	昭和48年12月17日	行畑石仏(阿弥陀仏立像)	1軀	鎌倉	行畑385-2	行畑自治会
彫刻	昭和48年12月17日	木造狛犬	1対	鎌倉	高木652	春日神社
彫刻	昭和49年6月18日	妙光寺地藏磨崖仏 元享4銘	1軀	鎌倉	小篠原540	野洲市
彫刻	昭和50年3月3日	木造阿弥陀如来坐像	1軀	平安	辻町127	西徳寺
彫刻	昭和53年4月27日	木造薬師如来坐像	1軀	室町	小堤312	法善寺
彫刻	昭和53年4月27日	木造釈迦如来坐像	1軀	平安	富波甲934	常楽寺
彫刻	昭和53年4月27日	木造観音大土坐像	1軀	室町	富波甲934	常楽寺
彫刻	昭和53年4月27日	木造聖観音立像	1軀	鎌倉	五之里29	浄円寺
彫刻	昭和62年4月3日	木造大日如来坐像	1軀	平安	井口524	佛法寺
彫刻	昭和62年4月3日	木造毘沙門天立像	1軀	平安	木部826	錦織寺
彫刻	昭和62年4月3日	木造十一面観音菩薩立像	1軀	平安	比江853	江龍寺

種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者
彫刻	昭和62年4月3日	木造地藏菩薩坐像	1軀	平安	虫生154	虫生神社
彫刻	平成2年6月1日	木造地藏菩薩立像	1軀	平安	安治213	善福寺
彫刻	平成4年1月13日	木造薬師如来坐像	1軀	平安	乙窪191	仏性寺
彫刻	平成4年4月13日	木造阿弥陀如来坐像	1軀	鎌倉	虫生185	浄土寺
彫刻	平成5年6月1日	木造阿弥陀如来立像	1軀	鎌倉	吉川1195	正善寺
彫刻	平成6年3月31日	木造不動明王立像	1軀	南北朝	五条566	兵主神社
彫刻	平成6年3月31日	木造男神像(その1)	1軀	鎌倉	五条566	兵主神社
彫刻	平成6年3月31日	木造男神像(その2)	1軀	鎌倉	五条566	兵主神社
彫刻	平成6年3月31日	木造男神像(その3)	1軀	室町	五条566	兵主神社
彫刻	平成7年3月31日	木造薬師如来坐像	1軀	平安	六条524	法蔵寺
彫刻	平成7年3月31日	木造狛犬	1対	南北朝	小比江42	矢取神社
彫刻	平成8年3月28日	木造狛犬	1対	室町	八夫1453	高木神社
彫刻	平成10年9月29日	木造聖観音立像	1軀	鎌倉	野洲903	十輪院
彫刻	平成14年3月25日	木造薬師如来坐像 附造立願文	1軀	鎌倉	妙光寺234	宗泉寺
彫刻	平成19年4月13日	木造飾馬	1軀	鎌倉	五条566	兵主神社[琵琶文館寄託]
彫刻	平成19年4月13日	木造唐鞍神馬	1具	室町	五条566	兵主神社
工芸	昭和48年12月17日	鰐口	1口	南北朝	久野部266	圓光寺
工芸	平成19年4月13日	木造宝塔	1基	室町	五条566	兵主神社[琵琶文館寄託]
書跡	平成 3年4月26日	大般若波羅蜜多經	557帖	鎌倉～室町	大篠原2375	大笹原神社[野洲歴民寄託]
書跡	平成8年3月29日	安治区有文書	1655点	室町～昭和	五条566	安治自治会[安土博寄託]
書跡	平成11年3月1日	野田村文書	15点	江戸～明治	小篠原2100-1	野洲市[野洲歴民保管]
書跡	平成14年3月4日	須原区有文書	2439点	江戸～昭和	須原219	須原自治会

資料編

種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者
考古	平成14年3月25日	三角縁三神五獣鏡	1	古墳	富波乙	[野洲歴民寄託]
歴史資料	平成13年3月30日	吉川家琵琶湖洪水石標	1	大正	吉川	
歴史資料	平成16年3月31日	中主町役場所蔵絵図	52点	明治	小篠原2100-1	野洲市〔野洲歴民保管〕
		附、絵図断面等	5点			
歴史資料	平成16年9月21日	中山道朝鮮人街道分岐点等石造道標	3基	江戸	行畑476-1	(管理)蓮照寺
有形民俗文化財	平成16年9月21日	小南芸能座資料 能面等	5点	室町～明治	小南	[野洲歴民寄託]
無形民俗文化財	平成 2年 3月20日	ずいき祭り 10月9日～14日の祭礼に行われるもの				ずいき祭保存会
無形民俗文化財	平成10年 9月29日	愛宕地蔵祭造り物 7月24日の祭礼に行われるもの				愛宕地蔵祭造り物保存会
史跡	平成 2年 3月20日	越前塚古墳	1基	古墳	小篠原731	稲荷神社
史跡	昭和63年9月1日	二之宮神社境内	8005.38㎡	平安～室町	西河原	二之宮神社
史跡	平成16年9月21日	福林寺跡 磨崖仏	4基33体	室町～江戸	小篠原	
名勝	昭和63年9月1日	苗村氏庭園	64.19㎡	江戸	八夫	

■参考資料－14 消防組織等

【野洲市の消防組】

組織名	人数
東消防署	33
東消防署出張所	15
野洲市消防団	178
自主防災組織	7,126

資料：湖南広域消防局消防年報（平成 29 年 4 月 1 日現在）

【野洲市の消防力】

区分	消防団員数（人）		消防機械（台）					
	定員	現員	合計	ポンプ車	積載車	指令車等	搬送車	小型動力ポンプ
野洲市消防団	178	178	14	7	1	2	1	3
本部	6	※8	6		1	2	1	2
中里分団	22	21	1	1				
兵主分団	22	23	1	1				
野洲分団	22	22	1	1				
北野分団	22	19	1	1				
三上分団	22	24	1	1				
祇王分団	22	19	1	1				
篠原分団	22	23	2	1				1
Y F L 分団	18	19						

※機能別団員 4 人を含む。

資料：湖南広域消防局消防年報（平成 29 年 4 月 1 日現在）

【消防職員数】

区分	合計	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他
東消防署	33(2)	1	1	5	7	7	4(2)	8	—
東消防署出張所	15	—	—	—	3	3	4	5	—

※()は再任用職員数を表す。再任用職員は現数に含まない。

資料：湖南広域消防局消防年報（平成 29 年 4 月 1 日現在）

【東消防署の消防力】

区分	合計	はしご車	タンク車	水槽車	指揮(令)車	救急車	資機材輸送車	査察車	広報連絡車	業務連絡車	バイク
東消防署	11	1	2	1	1	1	1	2	1	—	1
東消防署出張所	3	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—

資料：湖南広域消防局消防年報（平成 29 年 4 月 1 日現在）

■参考資料－15 自主防災組織

【自主防災組織の現況（平成30年1月1日現在）】

① 自衛消防隊・義勇消防隊

学区名	No.	自治会名	No.	自治会名	No.	自治会名
野洲	1	野洲	7	桜生	13	レックス
	2	四ツ家	8	駅前	14	グランブルー
	3	大畑	9	駅前東	15	エスリード野洲第二
	4	万葉台	10	和田		
	5	行畑	11	青葉台		
	6	小篠原	12	レオ		
三上	1	三上	7	近江富士第2区		
	2	七間場	8	近江富士第3区		
	3	妙光寺	9	近江富士第4区		
	4	北桜	10	近江富士第5区		
	5	南桜	11	近江富士第6区		
	6	近江富士第1区	12	近江富士第7区		
祇王	1	上町	7	新上屋	13	野洲の里
	2	下町	8	辻町	14	見星寺オレンジタウン
	3	江部	9	富波甲	15	富波東
	4	中北	10	富波野		
	5	北	11	松陽台		
	6	上屋	12	富波乙		
篠原	1	大篠原	5	高木		
	2	小堤	6	小南		
	3	入町	7	篠原駅前		
	4	長島				
北野	1	市三宅	10	久野部	19	ヴィルヌーブ野洲
	2	駅前北	11	久野部東	20	竹が丘
	3	五反田	12	竹生		
	4	山田	13	五之里		
	5	縄手	14	富波州平		
	6	樋ノ尻	15	二湖洲平		
	7	稲辻	16	富士見台		
	8	富波南	17	野洲平		
	9	みすいでん	18	アルティブラザ野洲		
中里	1	比江	5	錦の里	9	木部
	2	小比江	6	吉地	10	虫生
	3	北比江	7	西河原	11	八夫
	4	乙窪	8	比留田		
兵主	1	野田	6	堤		
	2	五条	7	井口		
	3	安治	8	六条		
	4	須原	9	吉川		
	5	下堤	10	菖蒲		

■ 参考資料－16 ヘリポートの設定基準

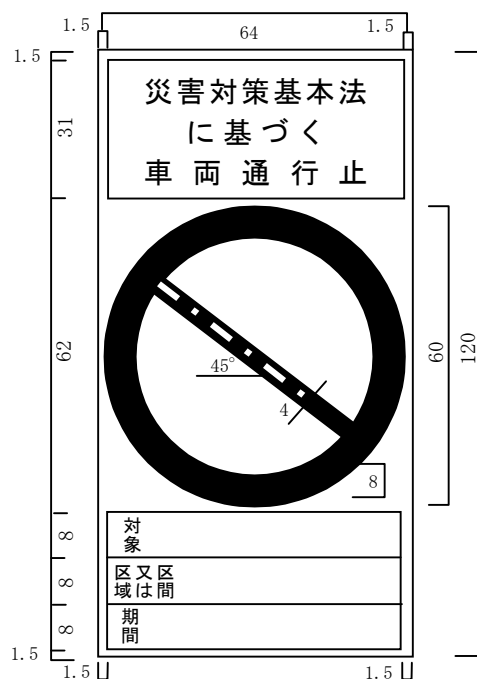
【ヘリポートの設定基準（自衛隊のヘリコプターの場合）】

区 分	昼間使用
小 型 OH－6 J	無障害地帯滞 15m 発着点 9° 45m 進入区域 100m
中 型 HU－1 B	20m 8° 75m
大型 CH－4 7	40m 30m 100m 6° 100m

- ・ヘリポートの近くに上空から確認しうる風の方角を示す吹き流し、又は旗を立てること。
- ・離着陸時には、風圧等により危険があるので人を接近させないようにすること。
- ・着陸地点には、石灰等を用いてHの記号を標して着陸地点を示すこと。

■ 参考資料－17 規制の標識

【規制標識】



備考)

- 1 色彩は、文字・縁線・区分線を青色、斜めの帯・枠を赤色、地を白とする。
- 2 縁線・区分線の太さは1 cmとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は2分の1まで縮小することができる。

■参考資料－18 災害時調達業者一覧

【パン、ミルクの調達先】

名 称	所在地	電話番号	1 日製造能力
有限会社 マルヨ製パン所	永原 549	588-2323	8,500 食

【副食調味料調達先一覧】

番号	名 称	所 在 地	電話番号
1	株式会社 池田屋	小篠原 2172-1	587-0354
2	有限会社 リカーハウスAスケ	富波甲 1440-6	587-0169
3	有限会社 くらや酒店	北野 1-21-28	587-0209
4	白井製麺所	富波乙 259	587-0738
5	トラハフードショップ	永原 711-3	586-0766
6	鷺田酒店	小篠原 2113-2	588-4520
7	有限会社 フードモリムラ野洲店	小篠原 2111-14	587-0163
8	アル・プラザ野洲	小篠原 1000	588-5500
9	おうみ富士農業協同組合野洲地区センター	小篠原 2142-3	588-3131

【一般廃棄物収集運搬可能業者（事業系）】

番号	業者名	所在地	電話番号
1	株式会社 黒田商会	辻町 523	587-5955
2	マスダ商事	小比江 559-3	589-2359
3	株式会社 丸池	大篠原 3450-2	587-6516
4	株式会社 近江美研	吉地 1148	589-4870
5	有限会社 伊藤商店	野洲 1361-1	586-6388
6	近畿環境保全 株式会社	小篠原 1971-2 105 号室	564-1502
7	原サービス	小篠原 1979 2 階 2F 号室	565-8913
8	株式会社 平成リサイクルセンター	大篠原 1714	0120-928-201
9	日本ウエスト 株式会社	小篠原 1936-11	0120-64-1655
10	株式会社 杉本商事	西河原 2499-1	589-3708
11	安藤商店	行畑 2-6-5 2 階	586-1544
12	有限会社 キンキカンセー	行畑 2-12-10 片山荘 203 号	587-4059
13	株式会社 奥村興業	小篠原 717-1	588-0015
14	有限会社 滋賀グリーン清掃	久野部 138-7 2-A	587-4618
15	有限会社 仲本	行畑 2-13-19	587-0139
16	安田産業 株式会社 ※1	野洲 379	588-3528

注 ※1 の許可事業者は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者から排出される一般廃棄物について、再生利用等を伴うものに限る。

資料：環境課

.....

【野洲市内の指定給水装置工事事業者】

番号	名 称	住 所	電 話
1	株式会社 アブラサダ	永原 491-2	587-0245
2	有限会社 アメニティ北村	小篠原 2180-17	586-7391
3	ウラタニ電水	野田 1659-1	589-1181
4	岡井設備工業 株式会社	野洲 218	588-0269
5	株式会社 北中工業	小篠原 2097-3	587-2193
6	有限会社 京阪商事	永原 1334-26	587-0132
7	株式会社 湖水設備	乙窪 424-10	589-2247
8	斎藤配管	三上 2186-59	588-2957
9	有限会社 澤本電工	比留田 948	589-2835
10	三協高圧 株式会社	小篠原 270	586-6088
11	株式会社 シミズ設備	五之里 108	587-3524
12	株式会社 伸栄電設	小堤 637	586-1845
13	株式会社 大地	小篠原 859-1	587-4066
14	匠住設	栄 9-6	588-0415
15	ナイスプラザニシモト	西河原 2383	589-2035
16	中野管工	永原 1157-9	587-3319
17	中村住宅設備機器センター	比留田 1000	589-2045
18	有限会社 中山管工業	比留田 30-8	589-4530
19	有限会社 南村水道設備	小篠原 2113-5	588-0300
20	有限会社 林工務店	小南 1844	587-1417
21	有限会社 ハラダ設備	井口 572	589-3001
22	平井住設	野洲 41-9	587-0772
23	有限会社 フジ設備工業	西河原 2575	589-4548
24	株式会社 マツナガ	西河原 1062	589-2400
25	株式会社 丸林設備	上屋 1383-5	588-1759
26	株式会社 山本管工	富波乙 11-1	587-2256
27	橋部工業	大篠原 709	588-2348
28	坂本油化株式会社 野洲営業所	北野 1-23-10	587-3329
29	株式会社 督永	西河原 292-1	589-2056
30	ダケヤマ設備	小篠原 1508-4	588-1102
31	森設工業	富波甲 862	587-1786
32	株式会社 三光建設工業	小篠原 1921	588-0005
33	株式会社 アイアス	吉地 1207	589-3170

資料：上下水道課資料

.....

【野洲市内の排水設備指定工事店】

番号	名 称	住 所	電 話
1	株式会社 アブラサダ	永原 491-2	587-0245
2	有限会社 アメニティ北村	小篠原 2180-17	586-7391
3	岡井設備工業 株式会社	野洲 218	588-0269
4	株式会社 北中工業	小篠原 2097-3	587-2193
5	株式会社 湖水設備	乙窪 424-10	589-2247
6	斉藤配管	三上 2186-59	588-2957
7	坂本油化 株式会社	北野 1-23-10	587-3329
8	有限会社 澤本電工	比留田 948	589-2835
9	三協高圧 株式会社	小篠原 270	586-6088
10	株式会社 シミズ設備	五之里 108	587-3524
11	株式会社 伸栄電設	小堤 637	586-1845
12	株式会社 大地	小篠原 859-1	587-4066
13	中村住宅設備機器センター	比留田 1000	589-2045
14	ナイスプラザニシモト	西河原 2383	589-2035
15	中野管工	永原 1157-9	587-3319
16	有限会社 中山管工業	比留田 30-8	589-4530
17	有限会社 南村水道設備	小篠原 2113-5	588-0300
18	橋部工業	大篠原 709	588-2348
19	有限会社 林工務店	小南 1844	587-1417
20	有限会社ハラダ設備	井口 572	589-3001
21	フジ設備工業	西河原 2575	589-4548
22	株式会社 丸林設備	上屋 1383-5	588-1759
23	森設工業	富波甲 862	587-1786
24	株式会社 山本管工	富波乙 11-1	587-2256
25	ワーク・クリタ滋賀営業所	野洲 476	090-6963-6891
26	株式会社 アイアス	吉地 1207	589-3170

資料：上下水道課

■参考資料－19 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

【指定避難所一覧】

No	名 称	学校区	所在地	建物延床面積	収容可能人数※2
1	野洲小学校	野洲学区	小篠原 1147	1,226 m ²	327 人
2	野洲中学校	野洲学区	小篠原 510	1,303 m ²	347 人
3	野洲幼稚園	野洲学区	小篠原 2142-25	224 m ²	60 人
4	ゆきはたこども園	野洲学区	行畑 1-2-25	190 m ²	51 人
5	野洲第三保育園	野洲学区	小篠原 1977-1	79 m ²	21 人
6	野洲高等学校	野洲学区	行畑 2-9-1	1,380 m ²	368 人
7	コミュニティセンターやす	野洲学区	小篠原 2142	1,435 m ²	383 人
8	野洲市人権センター	野洲学区	小篠原 1780	1,275 m ²	340 人
9	さくらばさまこども園	野洲学区	小篠原 200	189 m ²	50 人
10	三上小学校	三上学区	三上 111	1,080 m ²	288 人
11	三上こども園	三上学区	三上 134	144 m ²	38 人
12	コミュニティセンターみかみ	三上学区	三上 828	1,083 m ²	289 人
13	祇王小学校	祇王学区	上屋 1169	1,148 m ²	306 人
14	野洲北中学校	祇王学区	永原 1690	1,209 m ²	322 人
15	祇王幼稚園	祇王学区	永原 474	199 m ²	53 人
16	コミュニティセンターぎおう	祇王学区	永原 463	1,081 m ²	288 人
17	総合体育館	祇王学区	富波甲 1339	6,973 m ²	1,859 人
18	篠原小学校	篠原学区	大篠原 1414	1,148 m ²	306 人
19	篠原こども園	篠原学区	大篠原 1414-2	138 m ²	37 人
20	コミュニティセンターしのはら	篠原学区	大篠原 4024-2	1,132 m ²	302 人
21	野洲養護学校	篠原学区	小南 588	682 m ²	181 人
22	北野小学校	北野学区	市三宅 240	1,190 m ²	317 人
23	北野幼稚園	北野学区	市三宅 248	192 m ²	51 人
24	コミュニティセンターきたの	北野学区	市三宅 313	1,169 m ²	312 人
25	中主小学校	中里学区	西河原 712	1,049 m ²	280 人
26	中主幼稚園	中里学区	吉地 1120-1	334 m ²	89 人
27	市民交流センター	中里学区	北比江 86	456 m ²	122 人
28	さざなみホール	中里学区	比留田 3313-3	3,447 m ²	919 人
29	コミュニティセンターなかさと	中里学区	西河原 2366-1	1,200 m ²	320 人
30	中主中学校	兵主学区	六条 377	1,146 m ²	306 人
31	中主 B & G 海洋センター	兵主学区	六条 460	1,103 m ²	294 人
32	吉川自治会館	兵主学区	吉川 3641	616 m ²	164 人
33	菖蒲自治会館	兵主学区	菖蒲 262-2	224 m ²	60 人
34	コミュニティセンターひょうず	兵主学区	六条 1509-1	1,197 m ²	319 人
※1	守山市立吉身小学校	野洲学区	守山市吉身 3-2-26	1,109 m ²	296 人

※1：「守山市立吉身小学校」は、守山市の指定避難所だが、野洲川左岸で野洲川を渡るのが危険な場合に避難できる。

※2：収容可能人数＝建物延床面積×0.8/3.0

【指定緊急避難場所一覧】

No	名 称	学校区	所在地	地震	洪水	土砂災害	内水
1	野洲小学校	野洲学区	小篠原 1147	○	×	○	×
2	野洲中学校	野洲学区	小篠原 510	○	○	×	○
3	野洲幼稚園	野洲学区	小篠原 2142-25	○	×	○	×
4	ゆきはたこども園	野洲学区	行畑 1-2-25	○	×	○	×
5	野洲第三保育園	野洲学区	小篠原 1977-1	○	×	○	×
6	野洲高等学校	野洲学区	行畑 2-9-1	○	×	○	×
7	コミュニティセンターやす	野洲学区	小篠原 2142	○	×	○	×
8	野洲市人権センター	野洲学区	小篠原 1780	○	×	○	×
9	さくらばさまこども園	野洲学区	小篠原 200	○	×	○	×
10	三上小学校	三上学区	三上 111	○	×	○	×
11	三上幼稚園	三上学区	三上 134	○	×	○	×
12	三上保育園	三上学区	近江富士 5-1-3	×	×	○	×
13	コミュニティセンターみかみ	三上学区	三上 828	○	×	○	×
14	祇王小学校	祇王学区	上屋 1169	○	○	○	○
15	野洲北中学校	祇王学区	永原 1690	○	○	○	○
16	祇王幼稚園	祇王学区	永原 474	○	○	○	○
17	コミュニティセンターぎおう	祇王学区	永原 463	○	○	○	○
18	総合体育館	祇王学区	富波甲 1339	○	×	○	○
19	篠原小学校	篠原学区	大篠原 1414	○	○	○	×
20	篠原こども園	篠原学区	大篠原 1414-2	○	○	○	○
21	コミュニティセンターしのはら	篠原学区	大篠原 4024-2	○	○	○	×
22	野洲養護学校	篠原学区	小南 588	○	×	○	×
23	北野小学校	北野学区	市三宅 240	○	×	○	×
24	北野幼稚園	北野学区	市三宅 248	○	×	○	×
25	コミュニティセンターきたの	北野学区	市三宅 313	○	×	○	○
26	中主小学校	中里学区	西河原 712	○	×	○	○
27	中主幼稚園	中里学区	吉地 1120-1	○	×	○	○
28	市民交流センター	中里学区	北比江 86	○	×	○	○
29	さざなみホール	中里学区	比留田 3313-3	○	×	○	○
30	コミュニティセンターなかさと	中里学区	西河原 2366-1	○	×	○	○
31	中主中学校	兵主学区	六条 377	○	×	○	○
32	中主 B&G 海洋センター	兵主学区	六条 460	○	×	○	○
33	吉川自治会館	兵主学区	吉川 3641	×	×	○	×
34	菖蒲自治会館	兵主学区	菖蒲 262-2	×	×	○	○
35	コミュニティセンターひょうず	兵主学区	六条 1509-1	○	×	○	×
36	野洲川ふれあい広場	野洲学区	野洲地先	○	×	○	×
37	野洲川河川公園	三上学区	三上 2224	○	×	○	×
※1	守山市立吉身小学校	野洲学区	守山市吉身 3-2-26	○	○	○	○

※1：「守山市立吉身小学校」は、守山市の指定避難所だが、野洲川左岸で野洲川を渡るのが危険

な場合に避難できる。

【福祉避難所一覧】

No	施設名称	所在地	学校区
1	介護老人保健施設 寿々はうす	八夫 2077	中里学区
2	特別養護老人ホーム 悠紀の里	南桜 2131-1	三上学区
3	特別養護老人ホーム あやめの里	吉川 3854-1	兵主学区
4	特別養護老人ホーム ぎおうの里	富波甲 1340-1	祇王学区

【一時避難場所一覧】

No	施設名称	所在地	学校区
1	山出会議所	三上 380	三上学区
2	コミュニティセンターみかみ	三上 828	三上学区
3	前田草の根広場	三上前田地先	三上学区
4	小中小路草の根広場	三上小中小路地先	三上学区
5	大中小路草の根広場	三上大中小路地先	三上学区
6	出町集会所	入町 85-2	篠原学区
7	東町集会所	大篠原 1945	篠原学区
8	西町集会所	大篠原 2965	篠原学区
9	北桜公民館	北桜 352	三上学区
10	南桜農事集会所	南桜 1781-1	三上学区
11	妙光寺公民館	妙光寺 152-9	三上学区

※一時避難場所：災害が発生または発生するおそれがある場合に、切迫する危険からいったん逃れるための避難場所として各地域で決めた施設や場所



■参考資料－20 要配慮者利用施設一覧

※下記施設一覧において、「－」の施設については、水防法15条1項4号ロ又は土砂災害防止法8条1項4号に規定する「要配慮者利用施設」でないことを表す。

【児童福祉関連】

No	施設名称	種別	所在地	電話番号	FAX番号	野洲川 (最大規模)	日野川 (計画降雨)	地先の安全 度マップ	土砂 災害
1	ゆきはたこども園	こども園	行畑 1-2-25	588- 3690	588- 0802	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5m未満	—
2	さくらばさまこども園	こども園	小篠原 200	588- 0295	588- 1257	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5m未満	—
3	野洲第三保育園	保育所	小篠原 1977-1	586- 0140	586- 0144	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5m未満	—
4	三上保育園	保育所	近江富士 5-1-3	588- 4034	586- 8253	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5m未満	—
5	篠原こども園	こども園	大篠原 1414-2	588- 4907	586- 8252	—	—	—	—
6	きたの保育園	保育所	市三宅 242-1	518- 1866	587- 6226	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5m未満	—
7	祇王明照保育園	保育所	永原 674	587- 0243	587- 5603	—	—	—	—
8	あやめ保育所（本園）	保育所	小比江 565-1	589- 2030	589- 2157	0.5m～ 3.0m未満	—	—	—
9	あやめ保育所よしじ分園	保育所	吉地 1219	589- 2928	589- 2928	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5m未満	—
10	あやめ保育所こしのはら分園	保育所	小篠原 1091	535- 9093	535- 9094	0.5m未満	—	0.5m未満	—
11	野洲第一～第六こどもの家	学童保育所	小篠原 2142-17	586- 2253	—	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5～1.0m 未満	—
12	野洲第七こどもの家	学童保育所	小篠原 1156-4	586- 6547	—	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5～1.0m 未満	—
13	北野第一～第二こどもの家	学童保育所	市三宅 248	588- 4402	—	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5m未満	—
14	北野第三～第四こどもの家	学童保育所	市三宅 252-1	587- 3583	—	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5m未満	—
15	篠原こどもの家	学童保育所	大篠原 1414	588- 1266	—	—	—	—	—
16	三上第一～第二こどもの家	学童保育所	三上 111	587- 4904	—	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5～1.0m 未満	—
17	祇王第一～第二こどもの家	学童保育所	上屋 1295	587- 0353	—	—	—	0.5m未満	—
18	祇王第三～第六こどもの家	学童保育所	上屋 1295	586- 3411	—	—	—	—	—
19	中主第一～第四こどもの家	学童保育所	西河原 712	589- 6306	—	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5m未満	—
20	第二びわこ学園	児童福祉施設	北桜 978-2	587- 1144	587- 4211	—	—	—	—
21	野洲子育て支援センター	児童福祉施設	辻町 433-1	518- 0830	518- 0831	—	—	—	—
22	野洲優愛保育園モンチ	保育所	小篠原 2192-2	586- 1038	586- 1038	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5～1.0m 未満	—
23	しみんふくし保育の家竹が丘	保育所	竹ヶ丘 4-18	586- 2431	586- 5835	—	—	—	—
24	ポポラー滋賀野洲園	認可外保育所	小篠原 1115-5	518- 1050	588- 1061	0.5m～ 3.0m未満	—	—	—

資料：こども課

【障がい者福祉関連】

No	施設名称	種別	所在地	電話番号	FAX番号	野洲川 (最大規模)	日野川 (計画降雨)	地先の安全 度マップ	土砂 災害
1	びわこ学園医療福祉センター野洲	療養型障害児 入所施設、短期 入所	北桜 978	587- 1144	587- 4211	—	—	—	—
2	重症心身障害者通 所施設さんさん	生活介護	北桜 978	587- 4290	518- 0482	—	—	1.0～ 2.0m未満	—
3	あんと	生活介護	高木 155-23	515- 2277	515- 2277	—	2.0～ 5.0m未満	—	—
4	おおきな木	生活介護	北桜 920-1	587- 4518	587- 4508	—	—	—	区域 内
5	kama-moto	生活介護	西河原 586-1	598- 5666	598- 5666	0.5m未満	—	—	—
6	にっこり作業所	生活介護	辻町 57-7	588- 0503	588- 1146	—	—	—	—
7	野風草	生活介護	小篠原 897-4	518- 1500	518- 1501	0.5m～ 3.0m未満	—	—	—
8	青空てらす	生活介護、就労 継続支援B型	吉川 928-3	589- 8237	589- 8238	0.5m～ 3.0m未満	—	—	—
9	ふれあいワーカーズ	生活介護・就労 継続支援B型	吉地 1130-1	589- 8101	589- 8102	0.5m未満	—	—	—
10	第二にっこり作業 所	就労継続支援B 型	辻町 57-7	588- 0503	588- 1146	—	—	—	—
11	共同作業所陽だまり	就労継続支援B 型	小篠原 1818-5	586- 7338	586- 7338	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5～ 1.0m未満	—
12	第二出会いの家	就労継続支援B 型	吉地 1405	596- 3820	596- 3821	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5m未満	—
13	暮らしを考える会	就労継続支援B 型	小堤 184-1	586- 0623	586- 1403	—	—	1.0～ 2.0m未満	—
14	出会いの家	就労移行支・就 労継続支援B 型	富波乙 187	586- 2487	586- 2487	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5m未満	—
15	就労支援センター ルミエル	就労継続支援A 型、就労移行支援	大篠原 91	586- 7773	586- 7773	—	—	0.5m未満	—
16	陽だまりA型	就労継続支援A 型	北桜 932	586- 7338	598- 0317	—	—	0.5～ 1.0m未満	区域 内
17	生活訓練施設樹 (歩人)	宿泊型自立訓 練(生活訓練)、 短期入所	八夫 1318	589- 8792	589- 5585	0.5m未満	—	—	—
18	グループホーム大 樹	知的障害者グル ープホーム	比留田 994	589- 6420	589- 6420	0.5m～ 3.0m未満	1.0～ 2.0m未満	0.5～ 1.0m未満	—
19	ケアホーム えま い	共同生活援助 グループホーム)	南桜 2292-2 7	518- 0700	518- 0655	—	—	—	—
20	こなんくらぶ	精神障害者グル ープホーム	小篠原 1918-5	589- 8784	589- 5478	0.5m～ 3.0m未満	—	1.0～ 2.0m未満	—
21	特定非営利活動法 人地域生活支援事 業所 わっはっは	ケアホーム・グル ープホーム	近江富 士 5-18-5	587- 6845	587- 6845	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5～ 1.0m未満	—
22	児童通所支援事業 所 のひら	放課後等ディス ービス	小南 1475-1 0	599- 0213	599- 0214	—	0.5～ 1.0m未満	—	—
23	放課後等ディス ービス せかんどび ーす	放課後等ディス ービス	小篠原 894-1	535- 0222	535- 0222	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5m未満	—
24	放課後等ディス ービス びへす	放課後等ディス ービス	栄 4-21 スギタ ビル 1-1	535- 0222	535- 0222	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5～ 1.0m未満	—
25	児童発達支援・放 課後等ディス ービス ベストライ フ	放課後等ディス ービス、児童発達 支援	小篠原 978-3	518- 0275	518- 0275	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5～ 1.0m未満	—
26	野洲市早期療育通 園事業 にこにこ 教室	児童発達支援	小篠原 1965-4	587- 0033	587- 2004	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5m未満	—
27	野洲市発達支援セ ンター	児童発達支援	小篠原 1965-4	587- 0033	587- 2004	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5m未満	—

資料：障がい者自立支援課

【老人福祉関連】

No	施設名称	種別	所在地	電話番号	FAX番号	野洲川 (最大規模)	日野川 (計画降雨)	地先の安全 度マップ	土砂 災害
1	特別養護老人ホーム 悠紀の里	介護老人福祉施設	南桜 2131-1	587-4111	587-4820	—	—	—	区域内
2	特別養護老人ホーム あやめの里	介護老人福祉施設	吉川 3854-1	589-8533	589-6241	0.5m～ 3.0m未満	—	—	—
3	特別養護老人ホーム ぎおうの里	介護老人福祉施設	富波甲 1340-1	586-5444	586-5159	—	—	0.5m未満	—
4	介護老人保健施設 寿々はうす	介護老人保健施設	八夫 2077	589-8320	589-8321	0.5m～ 3.0m未満	—	—	—
5	介護老人保健施設 野洲すみれ苑	介護老人保健施設	小篠原 490-1	588-3001	588-3002	—	—	0.5～ 1.0m未満	—
6	グループホーム サンドラー	認知症対応型共同生活介護	北野 1-16-15	586-6827	586-6825	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5～ 1.0m未満	—
7	グループホーム やすの憩	認知症対応型共同生活介護	行畑 881	518-1555	518-1556	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5～ 1.0m未満	—
8	ニチイケアセンター 野洲	認知症対応型共同生活介護	比江 966-4	589-8035	589-8036	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5m未満	—
9	デイサービス 笑おう家	認知症対応型通所介護	行畑 102-8	584-4333	584-4350	0.5m未満	—	0.5～ 1.0m未満	—
10	野洲病院 デイサービス しのはら	通所介護	大篠原 951	587-4302	587-5553	—	—	0.5m未満	—
11	デイサービスセンター あやめの里	通所介護	吉川 3854-1	589-8534	589-6241	0.5m～ 3.0m未満	—	—	—
12	デイサービスセンター サムソン	通所介護	北野 1-16-15	586-6821	586-6825	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5～ 1.0m未満	—
13	デイサービス あいむ野洲	通所介護	小篠原 1115-5-101	518-1171	518-1172	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5m未満	—
14	デイサービス あいむ祇王	通所介護	富波乙 177-4	518-1002	518-1200	0.5m～ 3.0m未満	—	—	—
15	ライブリースペース COCORO 祇王	通所介護	富波乙 176	518-1008	518-1118	0.5m～ 3.0m未満	—	—	—
16	デイサービスセンター ぎおうの里	通所介護	富波甲 1340-1	586-5444	586-5159	—	—	0.5m未満	—
17	のどかの家 高木	通所介護	高木 737	587-4561	587-4562	—	0.5m未満	0.5m未満	—
18	のどかの家 長島	通所介護	長島 606-2	587-4530	587-4530	—	—	0.5m未満	—
19	のどかの家 大篠原	通所介護	大篠原 2979	587-2477	587-2477	—	—	—	—
20	またあしたみそら	通所介護	比江 461-1	589-5616	589-5616	—	—	—	—
21	通所処 芽ばえ	通所介護	小南 1876	535-0914	576-2731	—	0.5～ 1.0m未満	—	—
22	デイセンター さくら	通所介護	南桜 2292-56	518-0530	587-6113	—	—	—	区域内
23	NPO 法人 エヌビーオー 花園さいかい荘	通所介護	小篠原 302	587-0747	587-0747	—	—	—	—
24	やすりハビリセンター	通所介護	小篠原 1570-5	587-5188	587-5168	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5～ 1.0m未満	—
25	ぬくもりケアネット 富波	通所介護	富波乙 311-2	586-3482	586-3482	0.5m～ 3.0m未満	—	—	—
26	デイサービス ふじ	通所介護	三上 241-1	518-1980	518-1981	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5～ 1.0m未満	—
27	プチ・トマト 堤通所介護事業所	通所介護	堤 323-8	589-6647	589-6648	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5～ 1.0m未満	—
28	デイサービスセンター ほほえみ	通所介護	吉地 419	575-5547	576-0217	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5m未満	—
29	デイサービス 青空	通所介護	富波乙 690-15	599-0646	598-1660	0.5m未満	—	—	—
30	デイサービス アクティブ野洲	通所介護	富波乙 712-12	587-1055	567-5160	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5m未満	—

No	施設名称	種別	所在地	電話番号	FAX番号	野洲川 (最大規模)	日野川 (計画降雨)	地先の安全 度マップ	土砂 災害
31	比留田こすもす	通所介護	比留田 725	575- 1006	575- 1993	0.5m～ 3.0m未満	0.5～ 1.0m未満	0.5m未満	—
32	デイサービスセンタ ー ほほえみプラ ス	通所介護	久野部 138-7サントビ アビル1-C	518- 2533	518- 2534	0.5m未満	—	—	—
33	レガロアコンフォ ート湖南リゾート	有料老人ホ ーム	野洲 1460-1	586- 3010	586- 3011	0.5m～ 3.0m未満	—	—	—
34	エルプラス祇王	サービス付 高齢者住宅	富波乙 177-3	518- 1005	518- 1006	0.5m～ 3.0m未満	—	—	—

資料：高齢福祉課

【教育関連】

No	施設名称	種別	所在地	電話番号	FAX番号	野洲川 (最大規模)	日野川 (計画降雨)	地先の安全 度マップ	土砂 災害
1	中主幼稚園	幼稚園	吉地 1120-1	589- 2232	589- 5941	0.5m未満	—	—	—
2	野洲幼稚園	幼稚園	小篠原 2142-25	587- 1265	587- 2062	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5～1.0m 未満	—
3	三上幼稚園	幼稚園	三上 134	588- 2672	588- 0532	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5m未満	—
4	祇王幼稚園	幼稚園	永原 474	588- 2737	588- 0689	—	—	—	—
5	北野幼稚園	幼稚園	市三宅 248	587- 5332	587- 2130	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5m未満	—

資料：こども課

【教育関連】

No	施設名称	種別	所在地	電話番号	FAX番号	野洲川 (最大規模)	日野川 (計画降雨)	地先の安全 度マップ	土砂 災害
1	中主中学校	中学校	六条 377	589- 2036	589- 4978	0.5m未満	—	—	—
2	野洲中学校	中学校	小篠原 510	587- 0341	587- 6768	—	—	—	区域内
3	野洲北中学校	中学校	永原 1690	587- 3693	587- 6499	—	—	—	—
4	中主小学校	小学校	西河原 712	589- 2012	589- 2025	0.5m～ 3.0m未満	—	—	—
5	篠原小学校	小学校	大篠原 1414	587- 0179	587- 2177	—	—	0.5m未満	—
6	祇王小学校	小学校	上屋 1169	587- 0129	587- 2428	—	—	—	—
7	三上小学校	小学校	三上 111	587- 0049	587- 2245	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5～1.0m 未満	—
8	野洲小学校	小学校	小篠原 1147	587- 0062	587- 2702	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5～1.0m 未満	—
9	北野小学校	小学校	市三宅 240	587- 0058	587- 2468	0.5m～ 3.0m未満	—	—	—

資料：学校教育課

【教育関連】

No	施設名称	種別	所在地	電話番号	FAX番号	野洲川 (最大規模)	日野川 (計画降雨)	地先の安全 度マップ	土砂 災害
1	野洲高等学校	高等学校	行畑 2-9-1	587- 0059	587- 5595	0.5m～ 3.0m未満	—	0.5～1.0m 未満	—
2	野洲養護学校	養護学校	小南 588	586- 6850	586- 6870	—	2.0～5.0m 未満	1.0～2.0m 未満	—

■ 参考資料－21 担当班一覧表

【本編担当班一覧表（風水害対策編）】

部	章	節番号	節名	関係各課
第2部 災害予防対策計画	第1章 水害 予防計画	第5節	下水道施設の災害予防計画	上下水道課
第3部 災害応急対策計画	第1章 防災 組織整備計画	第1節	災害応急対策の活動体制	各班
		第2節	動員計画	各班
		第3節	組織計画	各班
	第2章 情報 計画	第1節	情報連絡計画	広報班、総務班、財政情報班、消防局
	第3章 防ぎ よ計画	第1節	消防計画	総務班、消防局、消防班
		第2節	水防計画	土木班、救助班
		第3節	上水道施設及び下水道施設応急対策計画	下水道班、水道事業所
		第4節	危険物施設等応急対策計画	総務班、消防局
		第5節	建造物等応急対策計画	住宅班、財務情報班、教育委員会
	第4章 災害 救助保護計画	第1節	災害救助法の適用	本部会議
		第2節	避難計画	総務班、救援避難対策班、福祉班、救助班
		第3節	学校における応急対策計画	教育委員会各機関
		第4節	飲料水・食料・生活必需品等の供給計画	水道事業所、水道総務班、給水班、復旧班
		第5節	住宅対策計画	住宅班
		第6節	救急救助及び医療救護計画	守山警察署、消防局、救助班、保健・医療救護対策班
	第5章 交通規制計画			守山警察署、土木班
	第6章 輸送計画			総務班
	第7章 防疫及び保健衛生計画			保健・医療救護対策班、環境衛生班
	第8章 災害廃棄物処理計画			環境衛生班
	第9章 通信及び放送施設応急対策計画			総務班
	第10章 電力・ガス施設 応急対策計画	第1節	電力施設応急対策計画	関西電力(株)
		第2節	ガス施設応急対策	大阪ガス(株)

部	章	節番号	節名	関係各課
第3部 災害応 急対策 計画	第11章 農林業施設等応急対策計画			農林水産班
	第12章 相互協力計画			総務班、議会班、各班
	第13章 自衛隊災害派遣計画			総務班
	第14章 警備計画			守山警察署
	第15章 ボランティア対策計画			福祉班
	第16章 要配慮者対策計画			財務情報班、福祉班、保健・医療救護対策班
第4部 災害復 旧対策 計画	第1章 復興計画の策定			本部会議
	第2章 被災者・被災中小企業等への支援			救護調査班、物資調達班、福祉班、商工班
	第3章 住宅の復興			住宅班、財務情報班
	第4章 雇用の安定と雇用機会の確保			総務班、商工班
	第5章 商工業の再建支援			商工班
	第6章 農林水産業の再建支援			農林水産班
	第7章 金融 機関・郵政事 業の復旧	第1節	金融措置計画	各機関
		第2節	郵政関係補助	日本郵政(株)
	第9章 激甚災害の指定			関係各班

【本編担当班一覧表（震災対策編）】

部	章	節番号	節名	関係各課
第3部 災害応 急対策 計画	第1章 防災 組織整備計 画	第1節	災害応急対策の活動体制	各班
		第2節	動員計画	各班
		第3節	組織計画	各班
	第2章 災害救助法の適応			本部会議
	第3章 相互協力計画			総務班、議会班、各班
	第4章 自衛隊災害派遣計画			総務班
	第5章 消防計画			総務班、消防局、消防班
	第6章 救急救助及び医療救護計画			守山警察署、消防局、救助班、保健・医療救護対策班
	第7章 情報 計画	第1節	情報連絡計画	広報班、総務班、財務情報班、消防局
	第8章 通信及び放送施設応急対策計画			総務班
	第9章 警備計画			守山警察署
	第10章 交通規制計画			守山警察署、土木班
	第11章 輸送計画			総務班
	第12章 避難計画			総務班、救援避難対策班、福祉班、救助班

部	章	節番号	節名	関係各課
第3部 災害応急対策計画	第13章 飲料水・食料・生活必需品等の供給計画			水道事業所、水道総務班、給水班、復旧班
	第14章 災害廃棄物処理計画			環境衛生班
	第15章 住宅対策計画			住宅班
	第16章 電力・ガス施設 応急対策計画	第1節	電力施設応急対策計画	関西電力(株)
		第2節	ガス施設応急対策	大阪ガス(株)
	第17章 上水道施設及び下水道施設応急対策計画			下水道班、水道事業所
	第18章 危険物施設等応急対策計画			総務班、消防局
	第19章 建造物等応急対策計画			住宅班、財務情報班、教育委員会
	第20章 河川管理施設等応急対策計画			土木班
	第21章 土砂災害危険箇所に対する応急対策計画			土木班、財務情報班
	第22章 農林業施設等応急対策計画			農林水産班
	第23章 ボランティア対策計画			福祉班
	第24章 学校における応急対策計画			教育委員会各機関
	第25条 帰宅困難者対策計画			商工班
	第26章 要配慮者対策計画			財務情報班、福祉班、保健・医療救護対策班
第4部 災害復旧対策計画	第1章 復興計画の策定			本部会議
	第2章 被災者・被災中小企業等への支援			救護調査班、物資調達班、福祉班、商工班
	第3章 住宅の復興			住宅班、財務情報班
	第4章 雇用の安定と雇用機会の確保			総務班、商工班
	第5章 商工業の再建支援			商工班
	第6章 農林水産業の再建支援			農林水産班
	第7章 金融 機関・郵政事 業の復旧	第1節	金融措置計画	各機関
		第2節	郵政関係補助	日本郵政(株)
	第9章 激甚災害の指定			関係各班

【本編担当班一覧表（事故対策編）】

部	章	節番号	節名	関係各課
第4部 災害復 旧対策 計画	第1章 復興計画の策定			本部会議
	第2章 被災者・被災中小企業等への支援			救護調査班、物資調達班、福祉班、商工班
	第3章 住宅の復興			住宅班、財務情報班
	第4章 雇用の安定と雇用機会の確保			総務班、商工班
	第5章 商工業の再建支援			商工班
	第6章 農林水産業の再建支援			農林水産班
	第7章 金融 機関・郵政事 業の復旧	第1節	金融措置計画	各機関
		第2節	郵政関係補助	日本郵政(株)
	第9章 激甚災害の指定			関係各班